

用 語 集

本編に記載されている用語のうち、主に、海岸保全に関する専門的な用語について解説をくわえた。本文の文脈に則して説明したものであり、必ずしも一般的な定義のみを示したものではない。

用語	読み仮名	解説
あ行		
IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)	アイピーシーシー	気候変動に関する政府間パネルのこと。国際的に専門家が集まり、地球温暖化についてなどの科学的な研究の収集や整理を行い、数年おきに評価報告書を発行している。
一般公共海岸区域	いっばんこうきよ かいがんくいき	公共海岸の区域のうち海岸法の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。
越流	えつりゅう	海水が堤防や護岸を越えて背後地に流れ出すこと。
沿岸区分	えんがんくぶん	地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目して、できるだけ大括りにするとともに、都道府県界も考慮して、定めた海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分。
沖波	おきなみ	波の運動が海の深部までに達せず、水深の影響をほとんど受けない波のことで、有義波で表す。通常は水深が波の波長の1/2以上の水深での波をいう。
か行		
海岸管理者	かいがんかんりし や	海岸保全区域及び一般公共海岸区域についてその管理を行うべき者。海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行う。市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行う。
海岸協力団体	かいがんきょうり よくだんたい	海岸管理者と連携して活動することを目的として指定された団体。自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等を行うNPO等の民間団体。
海岸線	かいがんせん	一般には、海と陸との境をいうが、海岸工学上は波や潮汐などの作用が及ぶ限界、例えば、崖の根元などのことをいう。
海岸保全区域	かいがんほぜんく いき	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他必要な管理をおこなう際、都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域。
海岸保全施設	かいがんほぜんし せつ	海岸保全区域内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）など。
海食崖	かいしょくがい	波の作用によって形成される海岸の崖。
回折	かいせつ	波が伝播する途中で障害物にぶつかった時、障害物の端部から障害物の背後に回り込んで伝わっていく現象のことをいう。
海面水位上昇	かいめんすいいじ ょうしょう	「IPCC」による第6次評価報告書では、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている。日本沿岸の年平均海面水位は21世紀中に上昇し続けると予測され、21世紀末には、4°C上昇シナリオ(RCP8.5)の下では0.68m(0.56~0.88m)、2°C上昇シナリオ(RCP2.6)の下では0.40m(0.30~0.55m)上昇すると予測されている。
外力	がいりょく	海岸における「外力」とは、波浪、高潮、津波など、主に気象・海洋現象によって引き起こされる「自然の力」を指し、砂浜や海岸保全施設に作用する物理的な力を指す。
緩傾斜堤	かんけいしやてい	3割より緩い表法勾配を持ったコンクリートブロック張り式の堤防・護岸。
換算沖波	かんさんおきなみ	波の屈折、回折などの平面的な地形変化の効果を補正した沖波のことで、有義波で表す。 設計対象地点に対する換算沖波波高は、換算沖波波高=沖波×屈折係数(Kr)×回折係数(Kd)として算定する。仮想の沖波である。

用語	読み仮名	解説
胸壁	きょうへき	高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有する施設。海岸線付近に堤防、護岸等を設置することが困難な場合において設置される、原則として鉄筋コンクリート構造の施設。
魚礁	ぎょしょう	魚が集まる海底の岩場。石・ブロックなどを海中に沈めたものもある。
屈折	くっせつ	波は水深が浅くなるほど伝播速度が遅くなるため、沖合から斜めに入射した波は、水深変化の影響で波峰線の進行方向が海岸に平行になろうとして曲がる。この現象を波の屈折という。
国の直轄管理制度	くにのちよつかつかんりせいど	沖ノ鳥島のように、国土保全上極めて重要であり、知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸の管理について、主務大臣が直接行うこと。
計画外力	けいかくがいらよく	海岸保全施設（堤防・護岸など）の計画や設計において、将来の気候変動による海面上昇及び台風強度の高まりによる潮位偏差や波高の増大を想定して設定された、基準となる「外的な力（潮位・波高）」を指す。
計画高潮位	けいかくこうちょうい	既往最高潮位、朔望平均満潮位＋既往最大潮位偏差、朔望平均満潮位＋推算した潮位偏差の最大値、確率潮位などを考慮して海岸管理者が設定する潮位の上限值。
減災	げんさい	災害による被害を、できるだけ小さくする取り組み。
公共海岸	こうきょうかいがん	国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面。
護岸	ごがん	高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれかの機能又は全ての機能を有する施設。 護岸と堤防の構造形状の違いは、堤防が原地盤を嵩上げして建設されるのに対し、護岸は原地盤の嵩上げを伴わない構造物であることである。
国土強靱化	こくどきょうじんか	いかなる大規模災害等が発生しようとも、・人命は何としても守り抜く、・行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない、・財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する、・迅速な復旧・復興を可能にする ことを基本的な方針とする「強くてしなやかな(強靱な)」国づくり。
さ行		
最大クラスの津波	さいだいくらすのつなみ	住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。いわゆるレベル2津波。
朔望平均干潮位 (L.W.L.)	さくぼうへいきんかんちょうい	朔望（新月と満月）の日から前2日、後4日以内に現れる各月の最低干潮位を平均した水面の高さ。
朔望平均満潮位 (H.W.L.)	さくぼうへいきんまんちょうい	朔望（新月と満月）の日から前2日、後4日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面の高さ。
サンドバイパス	さんどばいばす	海岸の構造物によって砂の移動が断たれた場合に、上手側に堆積した土砂を、下手側海岸に輸送・供給し、砂浜を復元する工法。
サンドリサイクル	さんどりさいくる	流れの下手側の海岸に堆積した土砂を、侵食を受けている上手側の海岸に戻し、砂浜を復元する工法。
史跡	しせき	文化財保護法あるいは自治体の文化財保護条例に基づき指定された歴史上・学術上価値の高い遺跡。
自然環境保全地域	しぜんかんきょうほぜんちいき	周辺の自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要な区域。

用語	読み仮名	解説
自然公園	しぜんこうえん	すぐれた自然の風景地を保護し、その利用を図ることを目的に指定された地域。国立公園、国定公園、県立自然公園の3つの種類からなる。
遮蔽域	しゃへいいき	波が遮られて静穏になる領域。
浚渫	しゅんせつ	海底、河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。
社会資本メンテナンス元年	しゃかいしほんめんでなんすがんねん	高度成長期以降に整備した社会資本が今後急速に老朽化することを踏まえ、省を挙げて老朽化対策に取り組むため、2013年を「社会資本メンテナンス元年」と位置付け、同年1月、国土交通大臣を議長とする「社会資本の老朽化対策会議」を設置し、同年3月、同会議において、老朽化対策の全体像を今後3箇年にわたる「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」としてとりまとめた。
消波工	しょうはこう	波のうちあげ高、越波流量及び衝撃砕波圧の低減効果を有する施設。中詰石の上に数層の異型ブロックを並べることあれば、全断面を異型ブロックで建設することもある。
消波堤	しょうはてい	消波することにより汀線を維持する機能を有する、汀線近傍に汀線と平行に設置される施設。
水位周知海岸	すいししゅうちかいがん	水防法に基づき、都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。
水門 及び 樋門	すいもん および ひもん	海水等の外水の侵入を抑えながら不要な内水を排除し、内水位を計画水位以下に維持する機能を有する施設。
設計津波	せつけいつなみ	海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が定める津波。 過去の浸水の記録等に基づく最大の津波又は数値計算等により算定した最大の津波を考慮して、原則として、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波。いわゆるレベル1津波。
潜堤・人工リーフ	せんてい・じんこうりふ	消波することにより越波を減少させる機能、漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有する、汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも低い施設。 通常の潜堤は、天端幅が数メートルと狭く、天端水深を浅くし、反射と強制砕波によって波浪減衰効果を得る。人工リーフは、天端水深をある程度深くし、反射を押える一方、天端幅を広くすることにより、波の進行に伴う波浪減衰を効果的に得る。人工リーフは、その構造から天端幅がかなり広い潜堤と位置づけられる。
浅海域	せんかいいき	水深の浅い海域の総称。
洗掘	せんくつ	川の流れや波浪などにより、堤防の表法面の土が削り取られる状態のこと。
遡上	そじょう	海水が陸地や川をさかのぼっていくこと。
た行		
タイムライン	たいむらいん	関係者が事前にとるべき防災行動を「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して時系列で整理したもの。
高潮	たかしお	台風や発達した低気圧の通過などにより海面が大きく上昇すること。
高潮浸水想定区域	たかしおしんすいそうていくいき	水位周知海岸等について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、水防法に基づき都道府県知事が指定した区域。

用語	読み仮名	解説
高潮特別警戒水位	たかしおとくべつ けいかいすい	水防法に基づき、都道府県知事が定める、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
多重防御	たじゅうぼうぎよ	地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる津波防災・減災対策。
潮位偏差	ちょういへんさ	気象影響などを受けない天文潮で予測される潮位と実測潮位との差を言う。
潮間帯	ちょうかんたい	潮の干満により露出と水没を繰り返す場所。
長寿命化計画	ちょうじゅみょう かけいかく	海岸保全施設の背後地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全の考え方に基づき、適切な維持管理による施設の長寿命化を目指すための計画。
津波	つなみ	断層運動により海底が隆起もしくは沈降することによって海面が変動し、大きな波となって伝播する現象。
津波災害（特別）警戒区域	つなみさいがい (とくべつ) けい かいくいき	『津波防災地域づくりに関する法律』に基づき、都道府県知事が指定する、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」、警戒区域のうち津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を「津波災害特別警戒区域」という。
汀線	ていせん	海水面と陸地が交わる境界線。潮位変化等によって常に変動している。潮汐の高さにより干潮汀線及び満潮汀線と呼ばれる。
T. P.	ティーピー	日本の標高を表す場合の基準面（東京湾平均海面）。隅田川河口の霊岸島量水標で観測した1873年から1879年までの驗潮記録をもとに決定し、T. P. ±0 と定めて固定された。現在の東京湾の平均水面とは一致しない。
堤防	ていぼう	高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれかの機能又は全ての機能を有する施設。
天端高	てんばだか	空に面している平らな面。堤防、護岸など施設の一番高い部分の高さ。
天然記念物	てんねんきねんぶ つ	文化財保護法あるいは自治体の文化財保護条例に基づき指定された学術上貴重で、自然を記念するもの。
特定植物群落	とくていしょくぶ つぐんらく	環境省が行う自然環境保全基礎調査において定められた「特定植物群落選定基準」に該当する学術上重要な群落、保護を要する群落等の植物群落。
突堤	とつてい	漂砂を制御することにより汀線を維持し、又は回復させる機能を有する、陸上から沖方向に細長く突出した施設。
トレードオフ	とれーどおふ	一つの目的を達成しようとする、他の目的の達成は困難になるという問題。
な行		
粘り強い構造	ねばりづよいこう ぞう	設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造。
ノッチ	のっち	波の作用により海食崖下部の海面付近に形成されるくぼみ地形。
法肩	のりかた	法面の最上部の端
法先（法尻）	のりさき（のりじり）	法面の最下部の端
法面	のりめん	堤防、護岸等の傾斜面

用語	読み仮名	解説
は行		
ハザードマップ	はざーどまっぷ	災害に対する地域住民の避難や施設整備等の検討のため、災害による危険をあらかじめ想定し示した地図。
パラペット	ぱらぺっと	海岸堤防、河川堤防、防波堤に用いられる堤体上の低い壁を示す名称。
漂砂	ひょうさ	海浜において波や流れの作用によって生じる底質の移動現象、あるいは、移動する底質物質を表す。
ブルーツーリズム	ぶるーつーりずむ	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
ヘッドランド工法 (人工岬)	へっどらんどこうほう (じんこうみさき)	天然の岬地形に囲まれた海岸が長期的に安定な砂浜を維持できる原理を応用するもので、平坦な海岸線の比較的長い侵食海岸にヘッドランド(人工岬)群を設置し、隣り合うヘッドランドの間をポケットビーチ化し、波浪エネルギーを分散させ、砂浜の安定化を図る。
保安林	ほあんりん	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
防護ライン	ぼうごらいん	海岸災害から国民の生命・財産を守るために最低限必要とされる国土の海側の境界線。地形特性、背後地の現在及び将来における土地利用、海岸の利用状況、自然環境などを検討して定める。
防波堤	ぼうはてい	外洋からの波浪に対して堤内の静穏度を保つ機能、あるいは、津波による堤内の水位上昇を抑制する機能を有する施設。
ま行		
前浜	まえはま	静穏時の遡上波が作用する部分で低潮時の波の遡上開始地点から高潮時の遡上境界地点までの領域。
名勝	めいしょう	文化財保護法あるいは自治体の文化財保護条例に基づき指定された芸術上又は観賞上価値が高い土地。
藻場	もば	海草の繁茂しているところ。
や行		
有義波高	ゆうぎはこう	ある点を連続的に通過する波を観測したとき、波高を高い順に並べ直して全体の1/3までの波の高さを平均した値のこと。目視で観測される波高はほぼ有義波高に等しいと言われており、一般に波高と言う場合には有義波高を指す。
洋上風力発電	ようじょうふうりよくはつでん	海洋上での風力発電。
養浜	ようひん	侵食された海岸に人工的に砂を供給し、海浜の安定化を図ること。
要保全延長	ようほぜんえんちよう	海岸保全区域の指定が必要な延長。
予防保全	よぼうほぜん	海岸保全施設を構成する部位・部材の性能低下を進展させないことを目的として、所定の防護機能が確保できなくなる前に修繕等を実施する行為。
余裕高	よゆうだか	堤防等の天端高の設定において、若干の不確実性を考慮する際設定する高さ。背後地に市街地又は重要な公共施設などが存在して、高度の安全性を要する場合には、最大1m程度を限度として余裕高を適宜決定されることが多い。
ら行		
ライフセーバー	らいふせーばー	水辺の事故をなくすことを目的とした活動(ライフセービング活動)に携わる人。ライフセーバーの資格を取得した人。
離岸堤	りがんてい	消波することにより越波を減少させる機能、漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれ

用語	読み仮名	解説
離岸堤（つづき）		かの機能又はその両方の機能を有する、汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも高い施設。
陸閘	りくこう	閉鎖時に堤防、護岸又は胸壁の機能を有する、車両及び人の通行のために設けた施設。
リードタイム	りーどたいむ	避難に関する情報伝達・避難等に要する時間
レジリエンス	れじりえんす	被害を最小限に留めるとともに被害からいち早く立ち直り元の生活に戻らせること。
レベル2地震動	れべるつーじしんどう	現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動。
レベル2津波	れべるつーつなみ	最大クラスの津波
レベル1地震動	れべるわんじしんどう	施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動。
レベル1津波	れべるわんつなみ	設計津波を参照

参 考 资 料

目 次

■ 海岸の特性【表】	参 1
■ 海岸の特性【図】	参 9
■ 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種（植物）	参 27
■ 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種（動物）	参 28
■ 茨城県の海岸，汽水域の絶滅危惧種（蘚苔類・藻類・地衣類・菌類）	参 29
■ 茨城県の沿岸域で見られる植生	参 30
■ 茨城県の浅海域で見られる生物	参 32
■ 茨城沿岸で見られる海産無脊椎動物	参 34
■ 茨城沿岸で見られる藻類	参 38
■ 茨城沿岸の主要種類の漁獲漁法と漁場	参 42
■ 関係住民の意見聴取	参 43
■ 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿	参 46
■ 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 開催日程	参 49
■ 海岸の計画・設計の参考とする主な図書及び基準	参 50
■ 海岸の防護，環境，利用のトレードオフに関する記載がある指針，書籍	参 51
■ 『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』	参 52
■ 茨城県における海岸に係る組織体制及び分掌事務	参 62
■ 茨城沿岸の所管別海岸管理	参 63
■ 茨城沿岸の海岸管理者一覧	参 64

■ 海岸の特性【表】

表. 海岸の特性 (1)

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸名	地区海岸名	所管	海岸性状	海岸の特性							市町村総合計画による位置付け	茨城県総合計画による位置付け		
							防護		環境				利用				
							海岸保全施設(現況)	背後の土地利用等	自然環境保全に関する指定等	保安林	ウミガメ	コサシウサシ【●】ウミウ【○】	その他、生物環境・景観で特に配慮する事項			海水浴場	サーフィン
北茨城市	1	1	平潟漁港海岸	-	農林水産省水産庁	人工(港、護岸)、砂浜	護岸、離岸堤、突堤	住宅地、駐車場	花園花貫県立自然公園(普通地域)、鳥獣保護区	●			【特植】平潟海岸岸壁植生 【景】平潟港(茨城百景)、鵜ノ子岬(岩門)		【観】平潟港	ブルーツーリズムゾーン	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	2	1	北茨城海岸	五浦地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	崖・岩礁	消波堤、人工リーフ、人工崖	住宅地、森林、ホテル	花園花貫県立自然公園(普通地域)、鳥獣保護区				【特植】大津港、五浦の海浜植生 【景】五浦海岸(海食崖、茨城百景、日本の渚・百選、白砂青松百選、残したい日本の首風景百選) 【藻】五浦六角堂前		【(国)登記】岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦 【(国)登文】六角堂・長屋門・岡倉天心居宅 【(市)史】日本美術院第1部五浦研究所跡 【(市)史】岡倉天心の墓地 【観】県立天心記念五浦美術館、五浦六角堂、五浦海岸、五浦海岸ジオサイト	・風光明媚な五浦海岸の保全 ・ブルーツーリズムゾーン	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	3	2	北茨城海岸	大津地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	崖・岩礁	消波工	住宅地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)、鳥獣保護区				【特植】大津港、五浦の海浜植生 【景】五浦海岸(海食崖) 【藻】大津鼻の磯			ブルーツーリズムゾーン	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	4	2	大津漁港海岸	-	農林水産省水産庁	崖・岩礁、人工(港)、砂浜	-	市街地、住宅地、農地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)				【特植】大津港、五浦の海浜植生 【景】五浦海岸(海食崖) 【藻】大津鼻の磯		【観】大津港、漁業歴史資料館「ようこそ」 【イ】常陸大津の御船祭、大津盆船流し	ブルーツーリズムゾーン	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	5	2	北茨城海岸	神岡下地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、離岸堤	住宅地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)	●							・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	6	2	北茨城海岸	神岡上地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜、人工(護岸)	堤防、消波工、消波堤、離岸堤	住宅地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)	●							・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	7	3	北茨城海岸	磯原地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜、人工(護岸)	護岸、消波工、離岸堤、人工リーフ	住宅地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)				【地元】ウミウのコロニー(ニツ島) 【景】ニツ島(岩門)、磯原海岸(茨城百景) 【藻】天妃山前磯	● ●	【(県)史】野口雨情生家 【観】ニツ島、市歴史民族資料館(野口雨情記念館)、野口雨情生家・資料館 【イ】ビーチクリーン、ビーチフラッグ大会、波乗り体験	・磯原ニツ島海水浴場の利用促進 ・風光明媚なニツ島の保全	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	8	3	北茨城海岸	下碓井地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工、離岸堤	住宅地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)	●			【景】大北川河口砂洲(砂洲)				・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	9	3	北茨城海岸	足洗地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜	堤防	住宅地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)	●							・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	10	3	北茨城海岸	粟野地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜	堤防	住宅地	花園花貫県立自然公園(普通地域)								・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	11	3	北茨城海岸	小野矢指地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜	堤防、消波工	住宅地、森林	花園花貫県立自然公園(普通地域)	●					●		・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・地域資源の再発見・発信強化

表. 海岸の特性 (3)

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸名	地区海岸名	所管	海岸性状	海岸の特性							市町村総合計画による位置付け	茨城県総合計画による位置付け		
							防護		環境				利用				
							海岸保全施設(現況)	背後の土地利用等	自然環境保全に関する指定等	保安林	ウミガメ	コアシサシ 【●】 【○】	その他、生物環境・景観で特に配慮する事項			海水浴場	サーフィン
日立市	22	6	日立海岸	田尻地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜、崖・岩礁	-	住宅地、森林									・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	23	6、7	日高漁港海岸	-	農林水産省 水産庁	砂浜、人工(護岸)、崖・岩礁	堤防、護岸、消波堤	住宅地、森林									・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	24	7	日立海岸	滑川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜、崖・岩礁	護岸、消波堤	住宅地、農地、森林		●		ヒカリモの発生地			【観】東滑川海浜緑地、日立滑川温泉スタンド		・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	25	7	日立海岸	宮田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	人工(護岸)、砂浜	護岸、消波堤	住宅地、工業用地、運動場							【藻】浜の宮公園下 鶴首岬		・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	26	7	日立海岸	助川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工	住宅地						●	【観】日立シビックセンター		・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	27	7	日立海岸	会瀬地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工	住宅地									・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	28	7	会瀬漁港海岸	-	農林水産省 水産庁	人工(港)、砂浜、崖・岩礁	護岸、離岸堤	住宅地、森林		●		【藻】会瀬初崎、七夕磯 【地元】会瀬海水浴場	●	【イ】ビーチクリーン、おおせ夏まつり花火大会、会瀬定置市	大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム		・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	29	7	日立海岸	成沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	人工(護岸)	護岸、消波堤	住宅地								大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	30	7、8	日立海岸	多賀地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	住宅地、森林								大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	31	8	日立海岸	河原子地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	森林		●	●			●		大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	32	8	河原子港海岸	-	国土交通省 港湾局	人工(港)、砂浜	護岸、陸間、離岸堤	住宅地		●	●	【景】河原子海水浴場(茨城百景、快水浴場百選) 【藻】河原子大島小島	●	【イ】ひたちサンドアートフェスティバル、海のチャレンジフェスティバル、ビーチクリーン、ひたち河原子花火大会、PLACE-supported by Naturally K(音楽イベント)、茨城サーフィンクラシック	大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム		・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	33	8	日立海岸	金沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工、消波堤	住宅地、森林								大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進

表. 海岸の特性 (4)

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸名	地区海岸名	所管	海岸性状	海岸の特性						市町村総合計画による位置付け	茨城県総合計画による位置付け				
							防護		環境			利用						
							海岸保全施設(現況)	背後の土地利用等	自然環境保全に関する指定等	保安林	ウミガメ	コアシサン【●】ウミウ【○】			その他、生物環境・景観で特に配慮する事項	海水浴場	サーフィン	その他、利用面で特に配慮する事項
日立市	34	8	水木漁港海岸	水木地区海岸	農林水産省水産庁	砂浜、人工(護岸)、崖・岩礁	護岸、消波工	住宅地				●	【景】水木海岸(海食崖)、水木海水浴場(茨城百景、快水浴場百選) 【藻】水木田楽鼻下、古坊地鼻の磯	●	●	【(市)史】金砂大祭礼、覆の原古墳群3、4号墳 【イ】ビーチクリーン	大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	35	8	水木漁港海岸	大みか地区海岸	農林水産省水産庁	崖・岩礁	護岸、消波工	森林、公園、灯台					【景】日立灯台 【藻】古坊地鼻の磯				大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	36	9	久慈漁港海岸	-	農林水産省水産庁	砂浜、崖・岩礁	護岸、水門、陸間	住宅地、森林、公園、駐車場				●	【景】久慈浜海水浴場(茨城百景) 【藻】古坊地鼻の磯	●		【イ】ビーチクリーン、日立港まつり(花火大会、イベント)	大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進
	37	9	日立港区海岸	久慈地区海岸	国土交通省港湾局	人工(港)	-	市街地、住宅地、工業用地								【イ】道の駅日立おさかなセンター「旬漁祭」	大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークの整備と交流人口の拡大 ・集積するものづくり産業の競争力強化と、地域を牽引する事業者の成長促進 ・広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進
	38	9	日立港区海岸	留地区海岸	国土交通省港湾局	人工(港)	-	市街地、住宅地、工業用地										大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム
ひたちなか市	39	10	(仮称)常陸那珂港区海岸	-	国土交通省港湾局	砂浜、人工(港)	突堤、陸間	住宅地、工業用地、森林、海浜公園	鳥獣保護区			●	【特植】ひたちなか市の砂丘植生 【景】阿字ヶ浦砂丘					・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興・発信強化
	40	10	ひたちなか海岸	阿字ヶ浦地区海岸	国土交通省水管理・国土保全局	砂浜	護岸、突堤	住宅地、宿泊施設	大洗県立自然公園(普通地域)、鳥獣保護区			●	【特植】ひたちなか市の砂丘植生 【景】阿字ヶ浦海水浴場(茨城百景)	●	●	【(市)史】川子塚前方後円墳 【イ】IBARAKI DREAM LAND -SEA-in阿字ヶ浦海岸(音楽、映画、フラダンス、花火等)、阿字ヶ浦海上花火大会、ビーチライフふれあいフェスティバル、三浜駅伝競走大会 【レ】阿字ヶ浦バンガロー、田ノ上キャンプ場	・大洗県立自然公園区域の貴重な自然景観の保全 ・大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興・地域資源の再発見・発信強化
	41	10	磯崎漁港海岸	阿字ヶ浦地区海岸	農林水産省水産庁	砂浜	護岸、突堤	住宅地、宿泊施設	大洗県立自然公園(普通地域)				【景】阿字ヶ浦海水浴場、比観亭址(茨城百景)	●		【(市)史】川子塚前方後円墳 【イ】IBARAKI DREAM LAND -SEA-in阿字ヶ浦海岸(音楽、映画、フラダンス、花火等)、海岸花火大会、三浜駅伝競走大会	・大洗県立自然公園区域の貴重な自然景観の保全 ・良好な漁場環境の回復 ・大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興
	42	11	磯崎漁港海岸	磯崎地区海岸	農林水産省水産庁	砂浜、岩礁	護岸	住宅地、宿泊施設	大洗県立自然公園(第2種特別地域;内陸側は普通地域、第2種特別地域)				【景】磯崎海岸(波食台) 【景】酒列磯前神社(茨城百景) 【藻】磯崎前磯 【(県)天】酒列磯前神社の樹叢	●		【(市)史】川子塚前方後円墳 【イ】海岸花火大会、三浜駅伝競走大会 【(市)史】比観亭跡 【(県)天】酒列磯前神社の樹叢 【観】磯崎海岸ゾオサイト	・大洗県立自然公園区域の貴重な自然景観の保全 ・良好な漁場環境の回復 ・大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興

表. 海岸の特性 (5)

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸名	地区海岸名	所管	海岸性状	海岸の特性						市町村総合計画による位置付け	茨城県総合計画による位置付け					
							防護		環境			利用							
							海岸保全施設(現況)	背後の土地利用等	自然環境保全に関する指定等	保安林	ウミガメ	コアシサン【●】ウミク【○】			その他、生物環境・景観で特に配慮する事項	海水浴場	サーフィン	その他、利用面で特に配慮する事項	
ひたちなか市	43	11	ひたちなか海岸	磯崎地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	岩礁	護岸	住宅地	大洗県立自然公園(第2種特別地域(内陸側は普通地域))				【景】平磯海岸(波食台) 【景】観音所(茨城百景) 【藻】磯崎前磯、平磯前磯		【(県)天]平磯白亜紀層 【(市)名]観音所 【観】平磯海岸ジオサイト 【イ]三浜駅競走大会	・大洗県立自然公園区域の貴重な自然景観の保全 ・大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興		
	44	11	ひたちなか海岸	平磯地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	岩礁	護岸	住宅地	大洗県立自然公園(第1種特別地域(内陸側は普通地域))				【景】平磯海岸(波食台) 【景】三つ塚古墳(茨城百景) 【藻】平磯前磯 【(県)天]平磯白亜紀層		【(県)天]平磯白亜紀層 【観】平磯海岸ジオサイト 【イ]三浜駅競走大会	・大洗県立自然公園区域の貴重な自然景観の保全 ・大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興		
	45	11	那珂湊漁港海岸	-	農林水産省 水産庁	岩礁、人工(漁港)	護岸	住宅地					【藻】平磯前磯 【藻】ざわめきの磯 殿山下	●	【イ]海中滑り台「じらの大ちゃん」、三浜駅競走大会	大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興		
ひたちなか市・大洗町	46	11	那珂湊漁港海岸	-	農林水産省 水産庁	岩礁、人工(港)、砂浜	護岸	市街地、住宅地、水族館	大洗県立自然公園(普通地域) ※河道右岸側は大洗県立自然公園(第3種特別地域)				【景】水門帰帆、姥の樓、湊公園(茨城百景) 【藻】ざわめきの磯 殿山下 【(市)天]イワレンゲ 【(市)天]湊御殿の松		【(市)名]姥のふところ 【イ]ドッグプール開催 【し]姥の樓マリンスポーツ 【(市)天]イワレンゲ、湊御殿の松 【観】那珂湊おさかな市場、湊公園、天海宮 【イ]那珂湊海上花火大会、みなと朔祭り、三浜駅競走大会 【観】アクアワールド・大洗	大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興 ・地域資源の再発見・発信強化		
大洗町	47	11	大洗海岸	磯浜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜、岩礁	護岸、消波工	駐車場、水族館	大洗県立自然公園(普通地域)	●			【景】大洗と磯浜海水浴場(茨城百景)、大洗海岸(日本の港・百選、白砂青松百選) 【藻】大洗海岸	●	【観】アクアワールド・大洗、大洗公園、大洗ゴルフ倶楽部、祝町向洲台場跡 【イ]クリーンアップ大洗、三浜駅競走大会	●	【観】アクアワールド・大洗、大洗公園、大洗ゴルフ倶楽部、祝町向洲台場跡 【イ]クリーンアップ大洗、三浜駅競走大会	・ウォーターフロント整備計画 ・公園整備の充実 ・豊かな自然環境を保全し水辺環境を創出 ・大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興 ・地域資源の再発見・発信強化
	48	11	大洗港区海岸	-	国土交通省 港湾局	砂浜、岩礁、人工(港)	護岸、水門、陸開、突堤	市街地、住宅地、森林、公園	大洗県立自然公園(第2種特別地域(内陸側は普通地域))	●	●		【特植】大洗海岸の照葉樹林 【景】大洗と磯浜海水浴場(茨城百景)、大洗海岸(日本の港・百選、白砂青松百選)、大洗海岸(茨城百景)、大洗サンビーチ(快水浴場百選) 【藻】大洗海岸 【幼種子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●	【観】酒利磯前神社、大洗公園、神磯の鳥居、大洗磯前神社、大洗ゴルフ倶楽部、大洗町ビーチテニスクラブ、大洗海岸ジオサイト 【観】大洗マリナー、大洗マリントワー、大洗わくわく科学館 【イ]大洗地魚とれたて市、大洗マリナーナイトフェス、大洗八朔祭、カジカ釣り国際大会、商工感謝祭&大洗あんこう祭、風にころがるTシャツ展、クリーンアップ大洗、ビーチパレーン大洗、全日本ビーチ・レスリング選手権大会、大洗海上花火大会、茨城サーフィンクラシック、ウォーターサイドフェスティバル(地曳網漁体験等)、Night Park OARAI、大洗春祭り 海祭フェスタ(花火大会等)	●	【観】酒利磯前神社、大洗公園、神磯の鳥居、大洗磯前神社、大洗ゴルフ倶楽部、大洗町ビーチテニスクラブ、大洗海岸ジオサイト 【観】大洗マリナー、大洗マリントワー、大洗わくわく科学館 【イ]大洗地魚とれたて市、大洗マリナーナイトフェス、大洗八朔祭、カジカ釣り国際大会、商工感謝祭&大洗あんこう祭、風にころがるTシャツ展、クリーンアップ大洗、ビーチパレーン大洗、全日本ビーチ・レスリング選手権大会、大洗海上花火大会、茨城サーフィンクラシック、ウォーターサイドフェスティバル(地曳網漁体験等)、Night Park OARAI、大洗春祭り 海祭フェスタ(花火大会等)	・ウォーターフロント整備計画 ・公園整備の充実 ・豊かな自然環境を保全し水辺環境を創出 ・ユニバーサルビーチ ・大洗・ひたち海浜シーサイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興 ・地域資源の再発見・発信強化

表. 海岸の特性 (6)

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸名	地区海岸名	所管	海岸性状	海岸の特性							市町村総合計画による位置付け	茨城県総合計画による位置付け	
							防護		環境				利用			
							海岸保全施設(現況)	背後の土地利用等	自然環境保全に関する指定等	保安林	ウミガメ	コアシサン【●】ウミウ【○】	その他、生物環境・景観で特に配慮する事項			海水浴場
大洗町	49	12	大洗海岸	大貫地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜、人工(護岸)	護岸、突堤	住宅地、森林	大洗県立自然公園(普通地域)	● ● ●	【景】大貫海岸(茨城百景) 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●	【観】大洗サンビーチ・キャンプ場、大関五郎の詩碑	・大洗・ひたち海浜サイドルートの活用によるサイクルツーリズム	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興 ・地域資源の再発見・発信強化	
	50	12	大洗海岸	成田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	ヘッドランド(No.37、38)	森林	・大洗県立自然公園(第3種特別地域) ・保護水面	●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ				・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成 ・観光資源・自然環境を一体的に楽しむことができる環境づくり ・地域の特色を活かした農林水産業の一層の振興	
鉾田市	51	13	鉾田海岸	上釜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工、ヘッドランド(No.34、35、36)	森林		●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ			海洋レクリエーションゾーン	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進	
	52	13	鉾田海岸	玉田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.31、32、33)	森林	玉沢自然環境保全地域	●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●	【観】玉澤稲荷神社	海洋レクリエーションゾーン	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化	
	53	13	鉾田海岸	勝下地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工、ヘッドランド(No.29、30)	森林	玉沢自然環境保全地域	●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ 【(市)天]勝下「イスノキ」		【(市)天]勝下「イスノキ」 【観】地引網(滝浜)	海洋レクリエーションゾーン	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進	
	54	13	鉾田海岸	柏熊地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	森林		●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ			・海洋レクリエーションゾーン ・海岸侵食対策強化に向けた県への働きかけ	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進	
	55	13	鉾田海岸	大竹地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	森林、駐車場、海浜公園		● ●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●	【観】鹿島灘海浜公園 【イ]ビーチクリーン、大竹海岸ハマグリまつり	・海洋レクリエーションゾーン ・鹿島灘海浜公園の観光活用を促進 ・海岸侵食対策強化に向けた県への働きかけ	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化	
鉾田市	56	13	鉾田海岸	汲上地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工、ヘッドランド(No.21、22、23)	住宅地、森林		● ●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●		・海洋レクリエーションゾーン ・海岸侵食対策強化に向けた県への働きかけ	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化	
	57	13	鉾田海岸	上沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工、ヘッドランド(No.18、19、20)	住宅地、森林		● ●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●		海洋レクリエーションゾーン	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化	
	58	13	鉾田海岸	飯島地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸	住宅地、森林		●	【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ		【観】地引網(飯島)	海洋レクリエーションゾーン	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進	
	59	13	鉾田海岸	上幡木地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波工、ヘッドランド(No.17)	住宅地、森林	保護水面	●	【景】鹿島砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ 【(国)天]ハマナス自生南限地帯	●	【(国)天]ハマナス自生南限地帯 【観】とっぶ・さんて大洋	海洋レクリエーションゾーン	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化	

表. 海岸の特性 (7)

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸名	地区海岸名	所管	海岸性状	海岸の特性						市町村総合計画による位置付け	茨城県総合計画による位置付け			
							防護		環境			利用					
							海岸保全施設(現況)	背後の土地利用等	自然環境保全に関する指定等	保安林	ウミガメ	コアシウサシ【●】 ウミウ【○】			その他、生物環境・景観で特に配慮する事項	海水浴場	サーフィン
鹿嶋市	60	14	鹿嶋海岸	大小志崎地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.16)	住宅地、農地	保護水面	●		【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ 【(国)天】ハマナス自生南限地域		●	【(国)天】ハマナス自生南限地域	・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	61	14	鹿嶋海岸	武井釜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.15)	住宅地、農地				【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ				・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
	62	14	鹿嶋海岸	浜津賀地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	住宅地、農地				【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ		●	【観】慈眼寺	・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
	63	14	鹿嶋海岸	荒井地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.14)	住宅地、農地				【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ				・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
	64	14	鹿嶋海岸	青塚地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.13)	住宅地、農地、森林		●	●	【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ		●		・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	65	14	鹿嶋海岸	角折地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、突堤、ヘッドランド(No.12)	住宅地、農地、森林				【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ		●	【観】はまなすの精、大野湖騒はまなす公園	・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	66	14	鹿嶋海岸	荒野地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.10、11)	住宅地、農地、森林		●		【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ		●		・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	67	14	鹿嶋海岸	小山地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.9)	住宅地、農地				【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ		●		・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	68	14	鹿嶋海岸	清水地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.8)	住宅地、農地、森林		●		【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ				・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
	69	14	鹿嶋海岸	明石地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	堤防、消波堤、ヘッドランド(No.7)	住宅地、農地、森林		●		【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ		●		・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
	70	14	鹿嶋海岸	神向寺地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	住宅地、農地				【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ				・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
	71	14	鹿嶋海岸	小宮作地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.6)	住宅地、農地、森林		●		【景】鹿島砂丘 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ				・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
	72	14	鹿嶋海岸	下津地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、突堤、ヘッドランド	住宅地、農地、森林		●	●	●	【景】鹿島砂丘、鹿島神宮景勝地 下津平海岸(茨城百景) 【稚稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ 【藻】	●	【イ】鹿嶋市海岸一斉清掃、ライフガードチームによるイベント、地曳き網体験イベント	・鹿島灘沿岸の海岸環境の保全 ・海浜景観の活用	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化

表. 海岸の特性 (8)

市町村名	区域No.	地域海岸No.	海岸名	地区海岸名	所管	海岸性状	海岸の特性						市町村総合計画による位置付け	茨城県総合計画による位置付け			
							防護		環境			利用					
							海岸保全施設(現況)	背後の土地利用等	自然環境保全に関する指定等	保安林	ウミガメ	コアシサン【●】 ウミウ【○】			その他、生物環境・景観で特に配慮する事項	海水浴場	サーフィン
鹿嶋市	73	14	鹿島港海岸	平井地区海岸	国土交通省 港務局	砂浜	護岸、突堤、離岸堤	住宅地、工業用地、農地、森林		●	●	●	【景】鹿島砂丘、鹿島神宮景勝地 下津平井海岸(茨城百景) 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ【藻】	●	●	【イ】鹿嶋市海岸一斉清掃、観光協会によるイベント、ライフガードチームによるイベント、かしま納涼花火、かしま海マルシェ&わくわくスプラッシュバトル	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進 ・地域資源の再発見・発信強化
鹿嶋市	74	15	鹿島港海岸	(仮称)外港北浜地区海岸	国土交通省 港務局	人工(港)	無	住宅地、工業用地		●						【観】鹿島港、栽培漁業センター、風車、新浜緑地公園 【イ】鹿島港魚釣り園 魚拓風Tシャツ・手ぬぐい作り、鹿島灘はまぐり祭り	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進
神栖市	75	15	鹿島港海岸	北公共埠頭地区海岸	国土交通省 港務局	人工(港)	無	住宅地、工業用地								【観】鹿島港、港公園(港公園展望台)	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進
神栖市	76	15	鹿島港海岸	南公共埠頭地区海岸	国土交通省 港務局	人工(港)	無	住宅地、工業用地								【観】鹿島港、港公園(港公園展望台)	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進
神栖市	77	16	鹿島港海岸	日川地区海岸	国土交通省 港務局	人工、砂浜	護岸、突堤	工業用地、海浜運動公園		●	●	●	【景】波崎砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●		【観】鹿島港、風車、海浜運動公園、神栖市の1000人画廊、日川浜オートキャンプ場、海浜温水プール	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進
神栖市	78	16	神栖海岸	日川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	森林		●	●	●	【景】波崎砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●	●	【イ】海岸清掃、ビーチバレー大会 ・ふれあいレクリエーションの核 ・海浜レクリエーションの拠点 ・海水浴場への誘客	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
神栖市	79	16	神栖海岸	柳川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	森林		●	●		【景】波崎砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ				・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
神栖市	80	16	神栖海岸	太田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	森林		●			【特植、(県)天】波崎町のウチワサボテンの群落 【景】波崎砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ			【(県)天】ウチワサボテン群生地	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
神栖市	81	16	神栖海岸	須田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤	森林		●	●	●	【特植、(県)天】波崎町のウチワサボテンの群落 【景】波崎砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ			【(県)天】ウチワサボテン群生地	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
神栖市	82	16	神栖海岸	矢田部地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、ヘッドランド(No.5)	森林		●		●	【景】波崎砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ			【観】波崎ウインドファーム	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進
神栖市	83	16	神栖海岸	豊ヶ浜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	砂浜	護岸、消波堤、ヘッドランド(No.1、2、3、4)	森林	保護水面	●	●	●	【景】波崎砂丘 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ 【(市)天】ハマナス自生地	●		【(市)天】ハマナス自生地 【観】シーサイドパーク、波崎海岸砂丘植物公園	・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化
神栖市	84	16	波崎漁港海岸	-	農林水産省 水産庁	砂浜、人工(漁港)	護岸	住宅地、森林		●		●	【景】波崎砂丘、波崎海水浴場(快水浴場百選) 【幼稚子の生育】ハマグリ、コタマガイ	●		【観】童子女(おとめ)の松原公園、サンサンパーク休憩施設 【イ】ビーチクリーン、カミスココだけ！ビーチフェス、きらっせ祭り、花火大会 【観】波崎かもめ公園・波崎漁港	・水と緑の憩いの核 ・海浜レクリエーションの拠点 ・飛砂対策 ・景観整備 ・海水浴場への誘客 ・産業拠点として更なる発展 ・農林水産物の安定した生産出荷体制の整備促進 ・地域資源の再発見・発信強化

■ 海岸の特性【図】

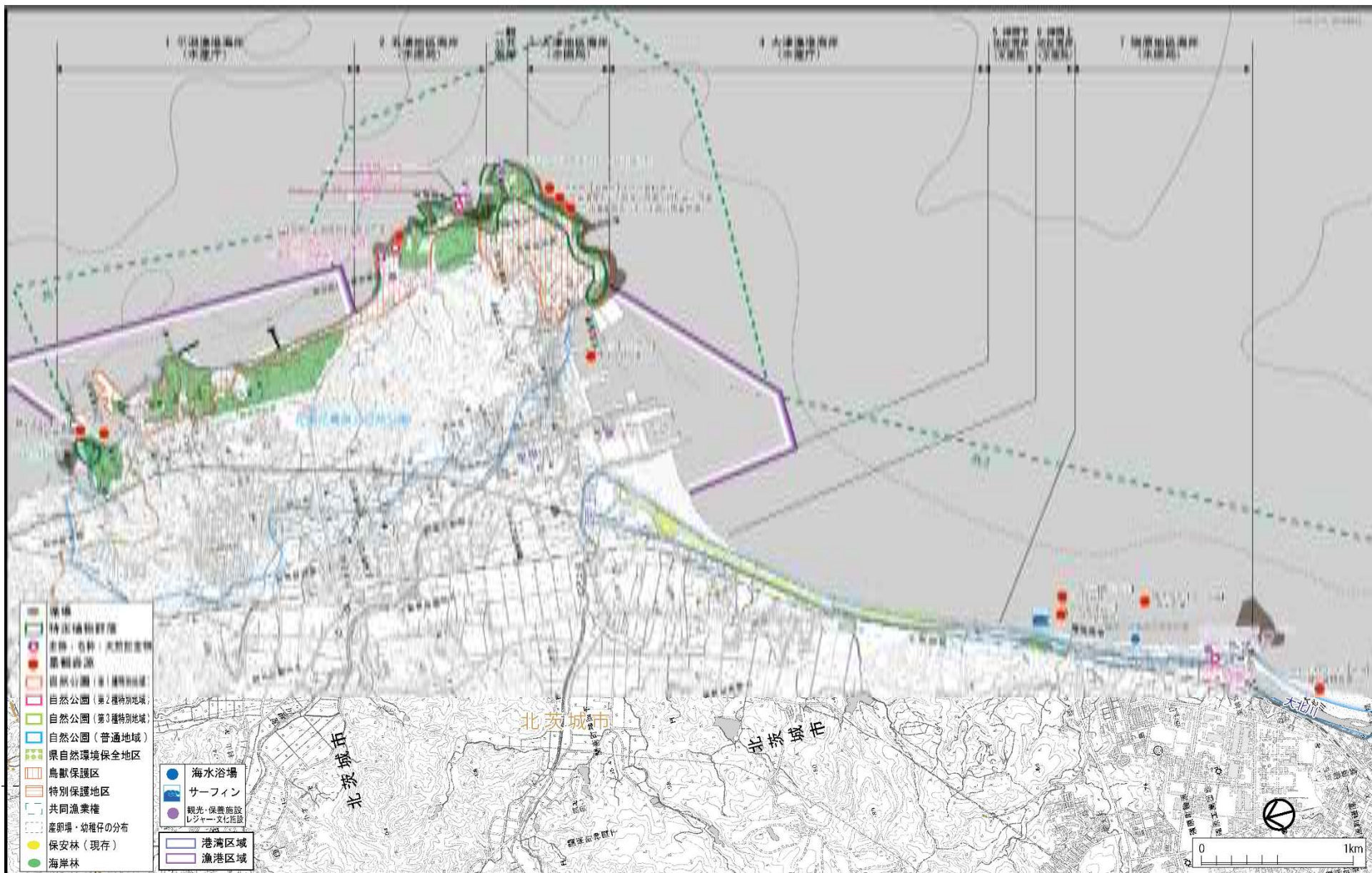


図 海岸の特性 (1)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（環境庁、平成元年発行）・「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁自然保護局、1998年3月）
 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群調査報告書」（環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12（2000）年3月）・「茨城県自然公園等配置図」（令和5年12月）
 「令和7年度鳥獣保護区等位置図（北部版・南部版）」・「茨城の水産」（茨城県、令和6年1月）・「油汚染漁業影響情報図」（水産庁、平成10年）・その他、茨城県、沿岸市町村資料
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものです（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHF311）。
 また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認が必要です。

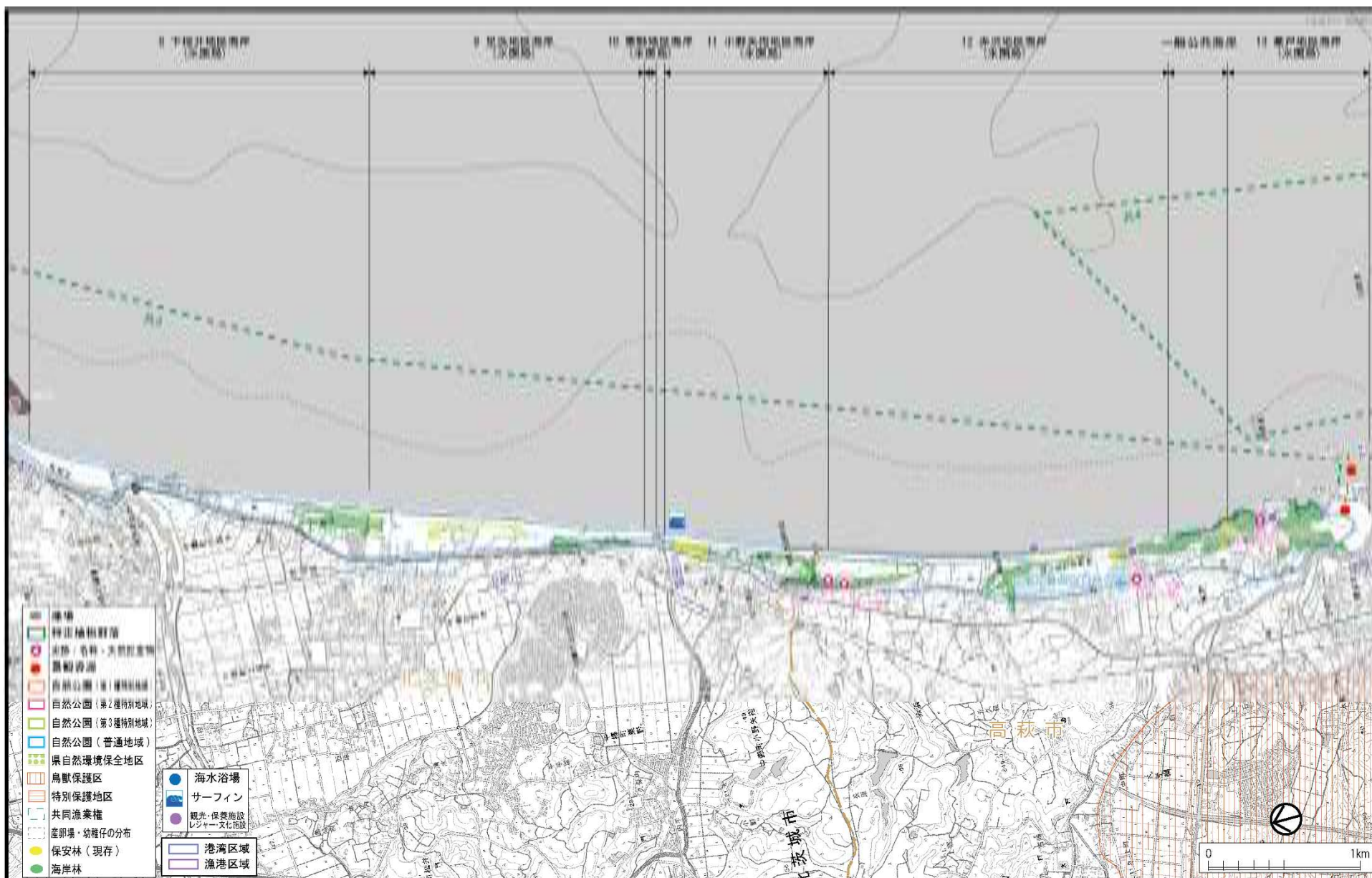


図 海岸の特性 (2)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（環境庁、平成元年発行）、「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁自然保護局、1998年3月）
 「第5回自然環境保全基礎調査 特定動物群等調査報告書」（環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12（2000）年5月）、「茨城県自然公園等配置図」（令和5年12月）
 「令和7年度鳥獣保護区等位置図（北部版・南部版）」、「茨城の水産」（茨城県、令和6年1月）、「油汚染漁業影響情報図」（水産庁、平成10年）・その他、茨城県、治屋市町村資料
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものです（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHF 311）。
 また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認が必要です。

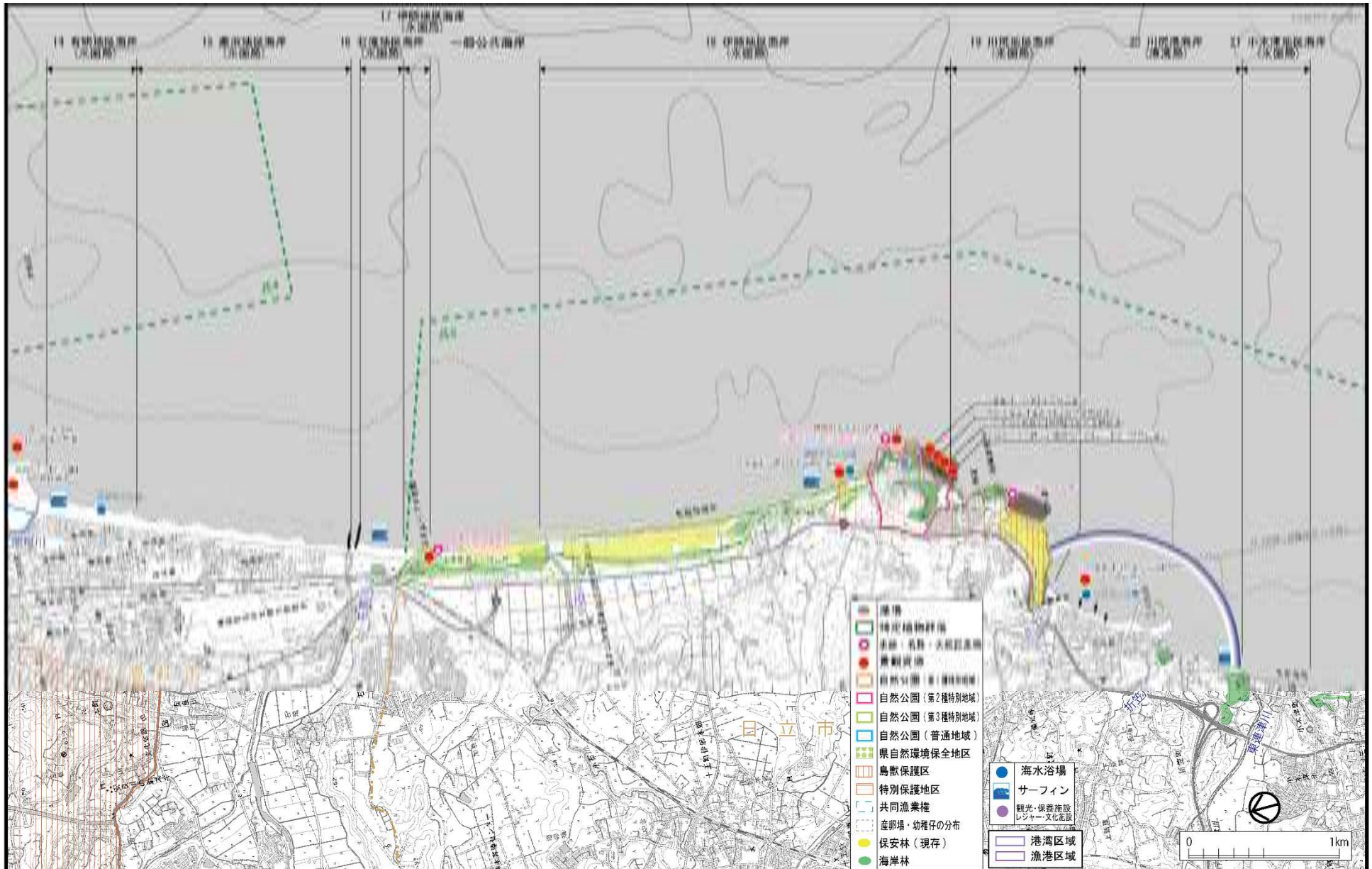


図 海岸の特性 (3)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」(環境庁、平成元年発行)・「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」(環境庁自然保護局、1998年3月)
 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12(2000)年5月)・「茨城県自然公園等配置図」(令和5年12月)
 「令和7年度鳥獣保護区等位置図(北部版・南部版)」・「茨城の水産」(茨城県、令和6年1月)・「油汚染漁業影響情報図」(水産庁、平成10年)・その他、茨城県、沼津市町村資料
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものです(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R7JH 311)。
 また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認が必要です。

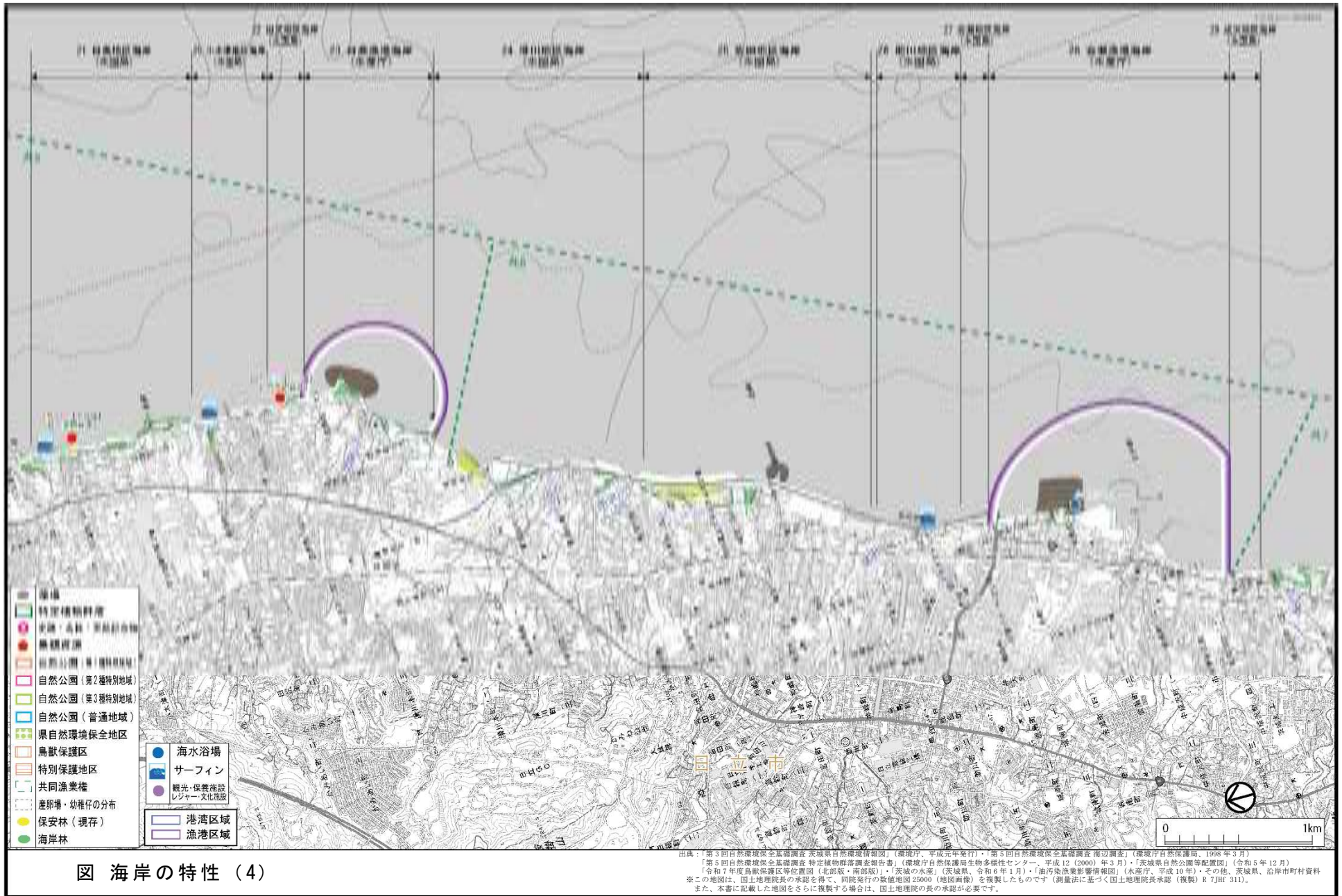


図 海岸の特性 (4)

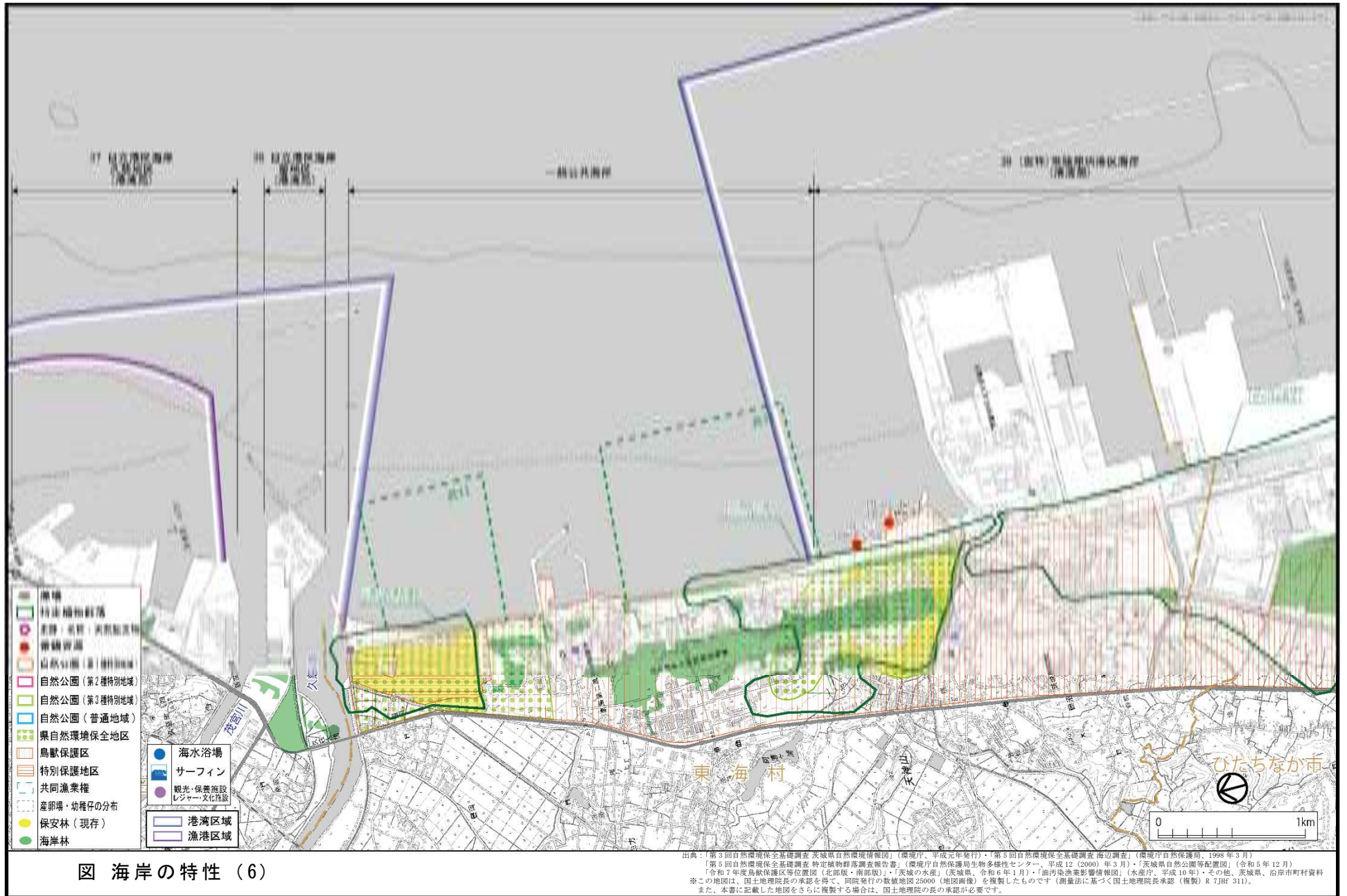
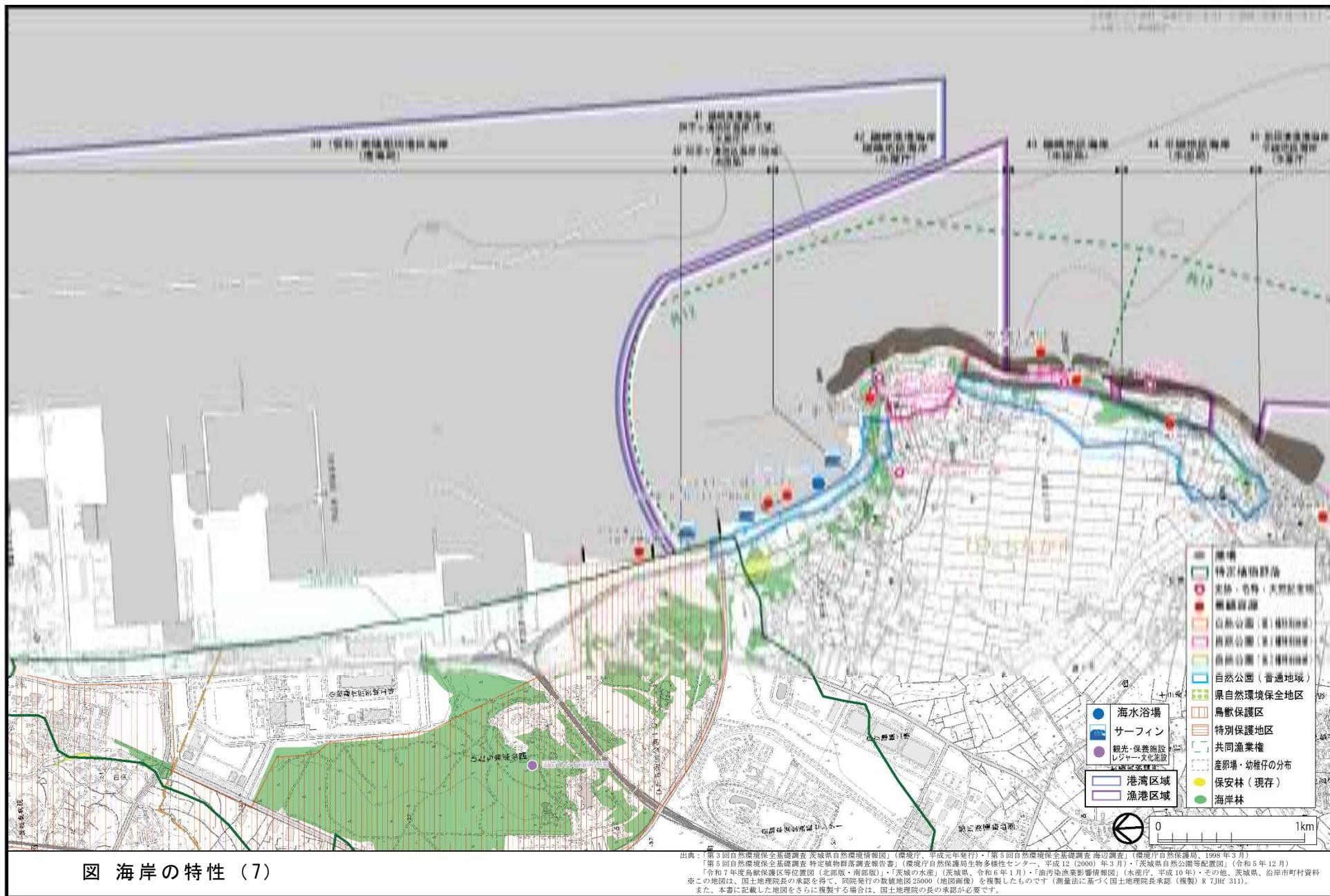


図 海岸の特性（6）



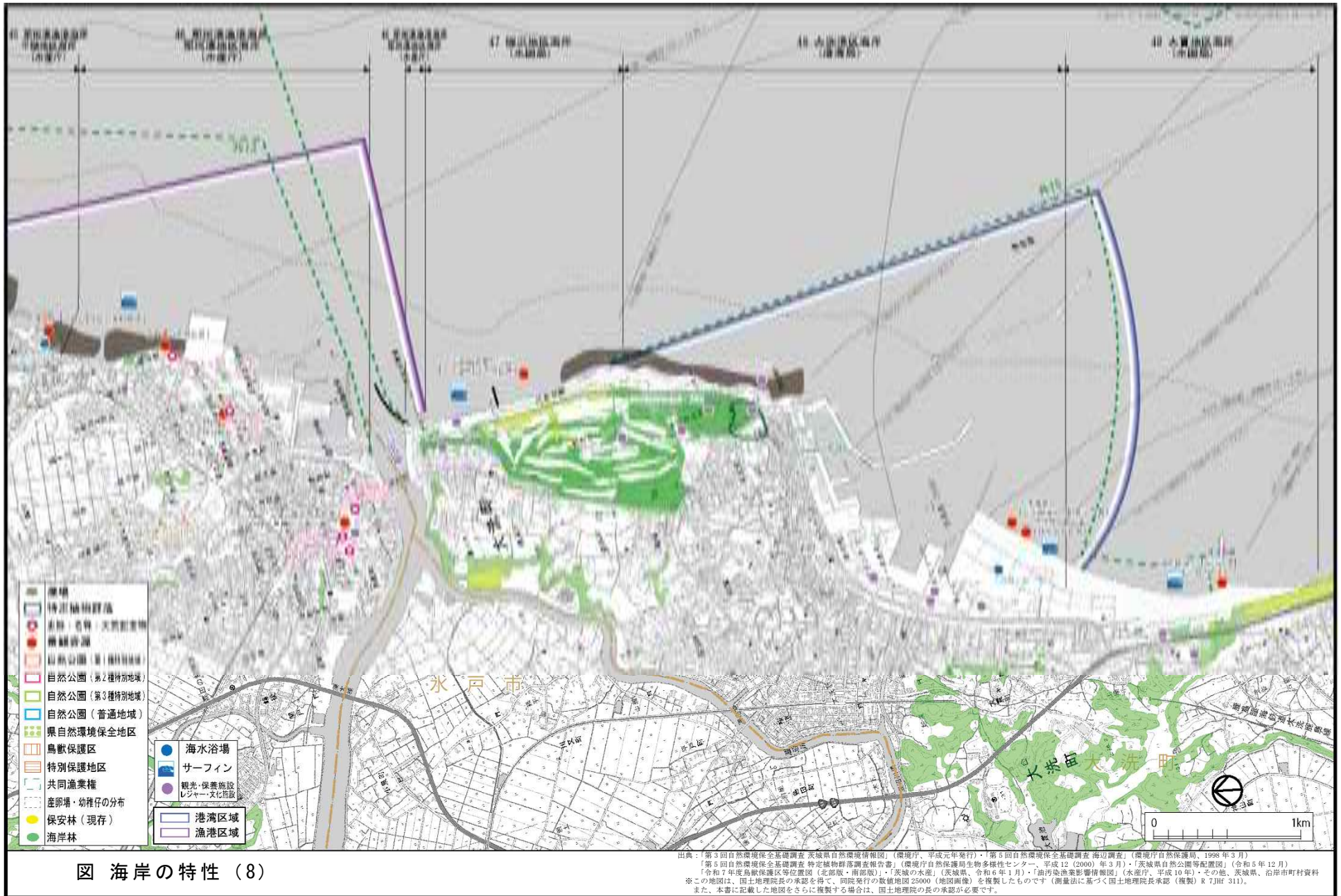


図 海岸の特性（8）

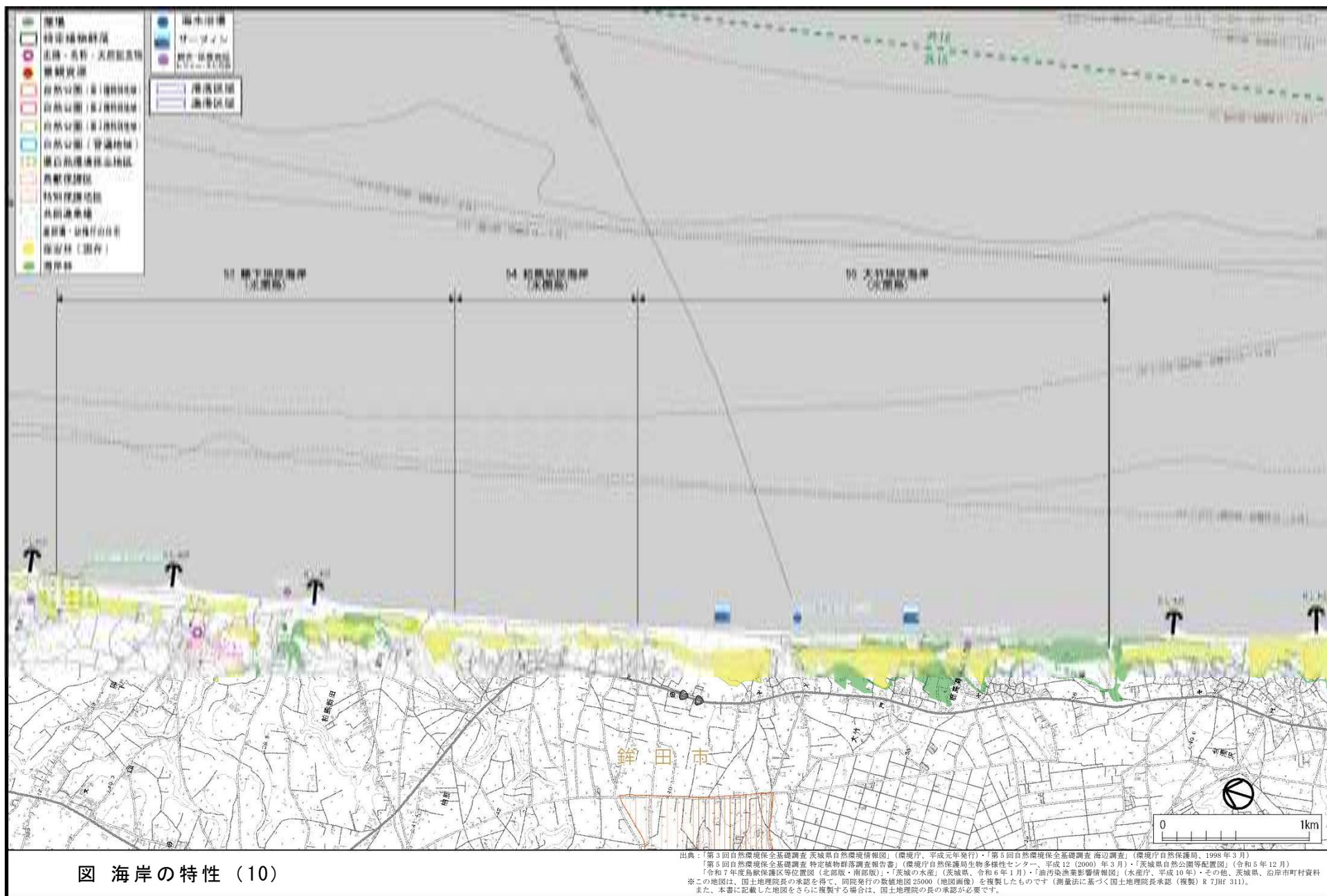


図 海岸の特性（10）

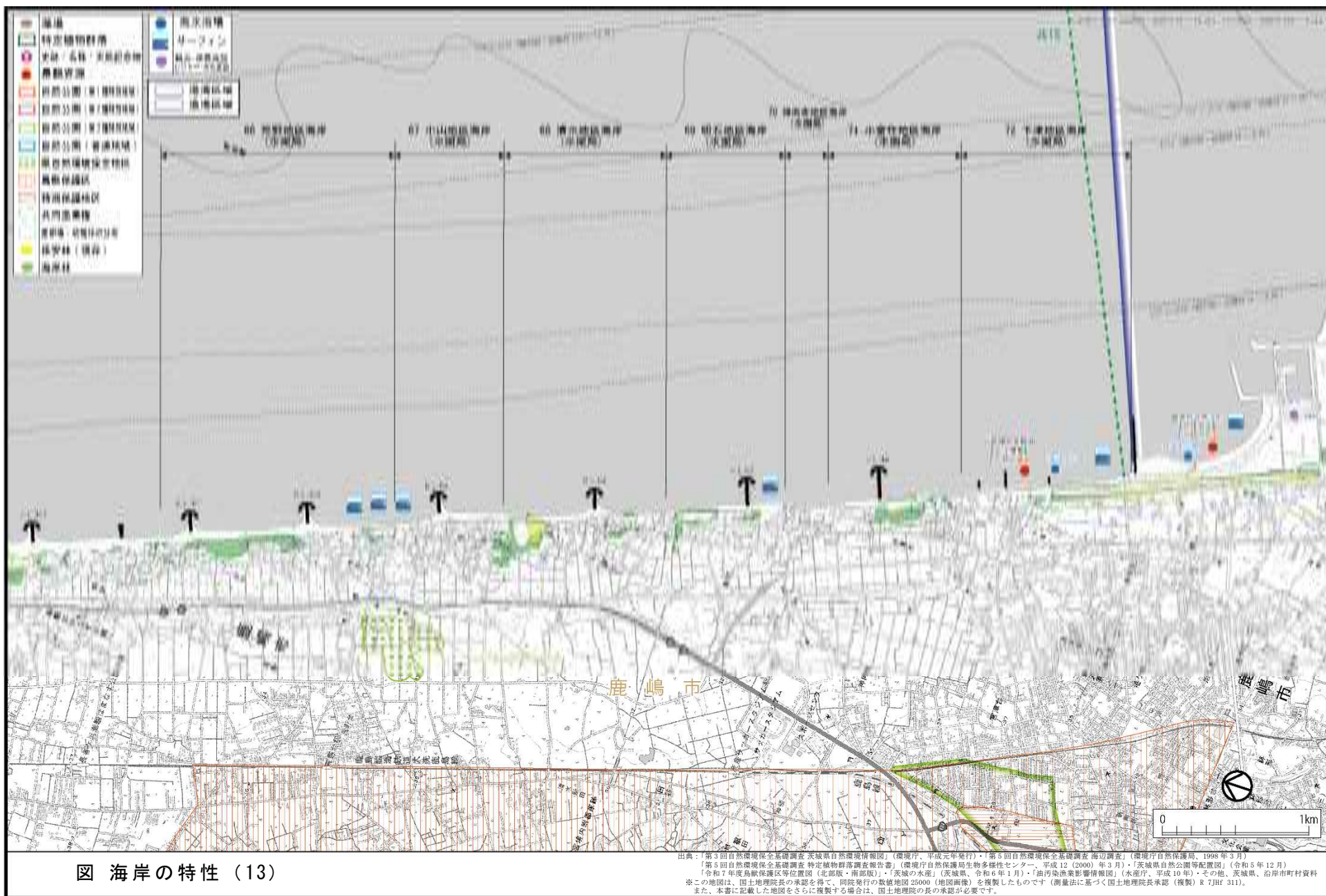


図 海岸の特性 (13)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（環境庁、平成元年発行）・「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁自然保護局、1998年3月）
 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12（2000）年3月）・「茨城県自然公園等配置図」（令和5年12月）
 「令和7年度鳥獣保護区等位置図（北部版・前部版）」・「茨城の水産」（茨城県、令和6年1月）・「漁汚染漁業影響情報図」（水産庁、平成10年）その他、茨城県、治部市町村資料
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものです（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHF 311）。
 また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



図 海岸の特性 (14)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（環境庁、平成元年発行）・「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁自然保護局、1998年3月）
「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12（2000）年3月）・「茨城県自然公園等配置図」（令和5年12月）
「令和7年度鳥獣保護区等位置図（北陸版・南都版）」・「茨城の水産」（茨城県、令和6年1月）・「漁業影響情報図」（水産庁、平成10年）その他、茨城県、治理市町村資料
※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものです（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R7JHF 311）。
また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。



図 海岸の特性 (15)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（環境庁、平成元年発行）・「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁自然保護局、1998年3月）
 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12（2000）年3月）・「茨城県自然公園等配置図」（令和5年12月）
 「令和7年度鳥獣被害発生位置図（北部版・南部版）」・「茨城の水産」（茨城県、令和6年1月）・「油汚染漁業影響情報図」（水産庁、平成10年）その他、茨城県、沿岸市町村資料
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものです（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JH 311）。
 また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

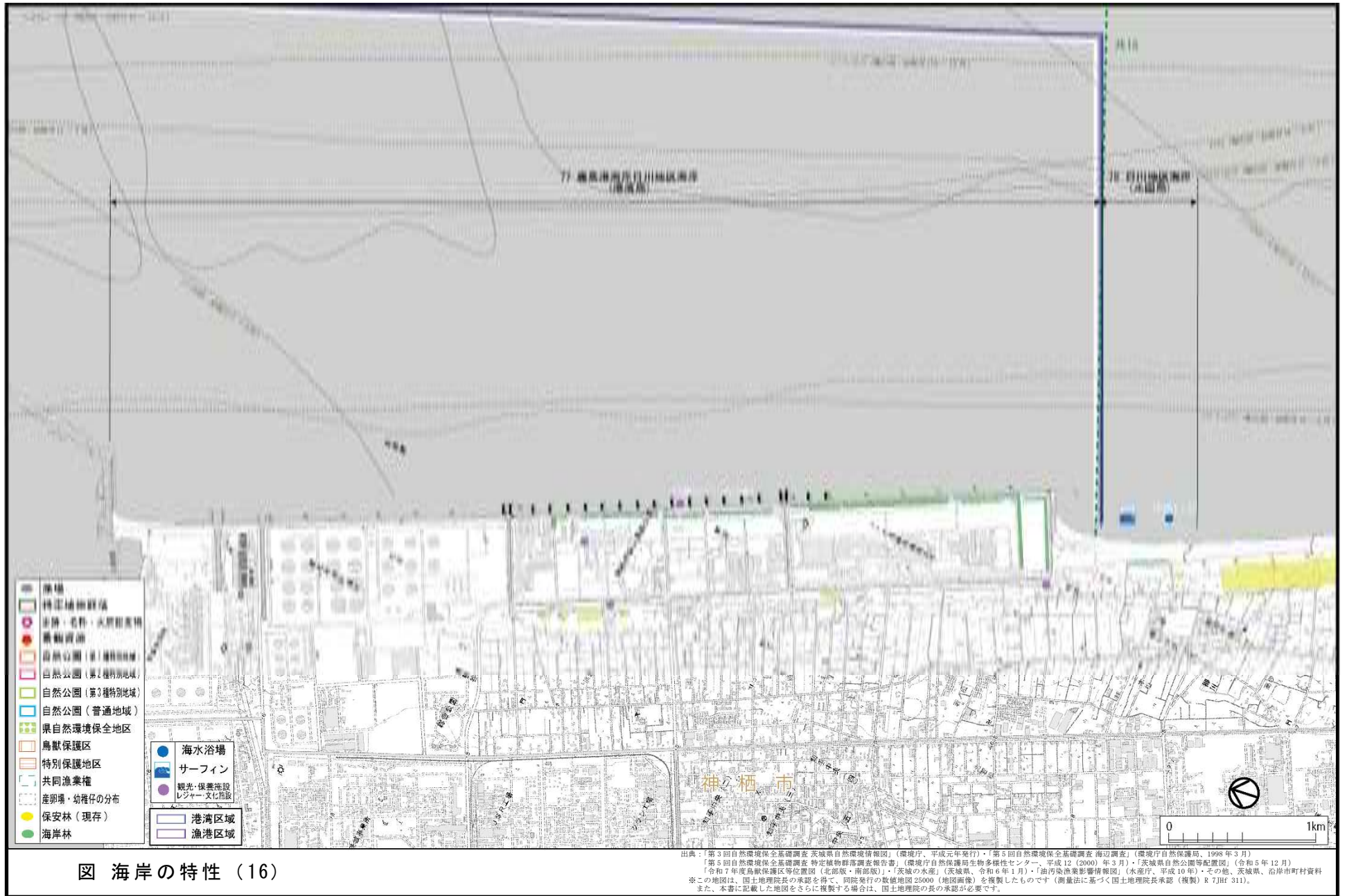


図 海岸の特性（16）

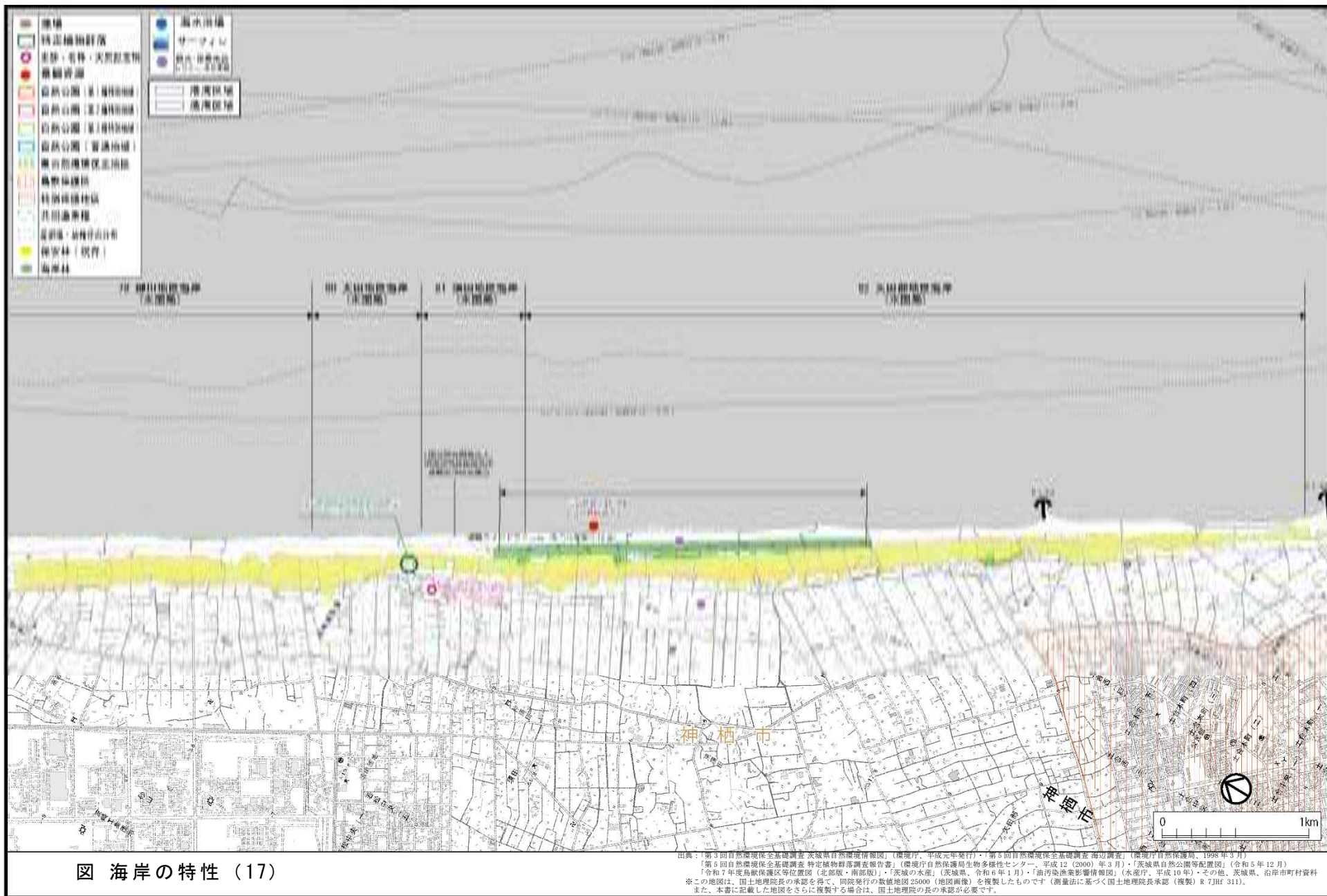


図 海岸の特性 (17)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（環境庁、平成元年発行）・「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁自然保護局、1998年3月）
 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12（2000）年3月）・「茨城県自然公園等配置図」（令和5年12月）
 「令和7年度鳥獣保護区等位置図（北部版・南部版）」・「茨城の水産」（茨城県、令和6年1月）・「油汚染漁業影響情報図」（水産庁、平成10年）その他、茨城県、相模原市資料
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものです（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHF 311）。
 また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

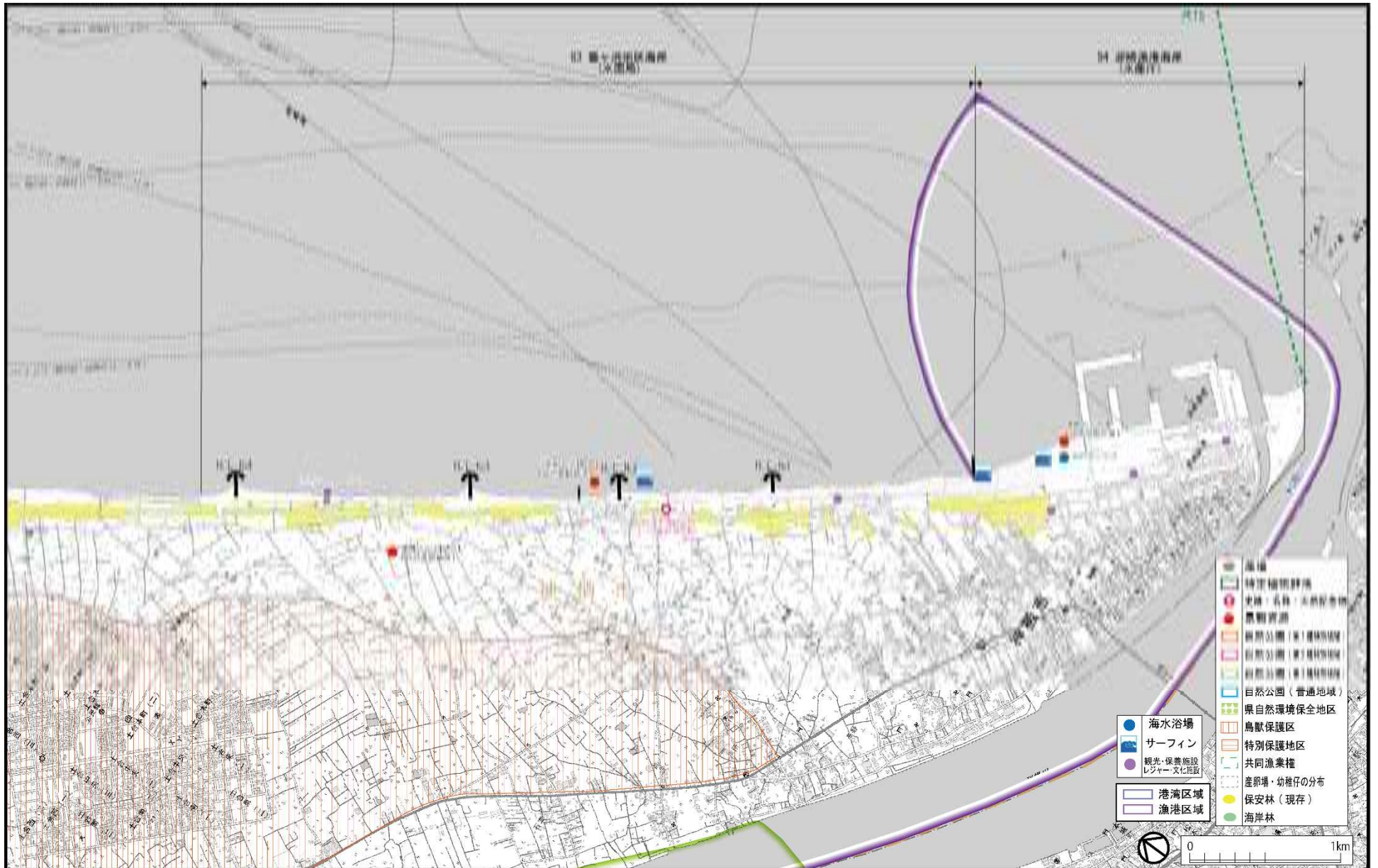


図 海岸の特性 (18)

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 茨城県自然環境情報図」（環境庁、平成元年発行）・「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査」（環境庁自然保護局、1998年3月）
 「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12（2000）年3月）・「茨城県自然公園等配置図」（令和5年12月）
 「令和7年度鳥獣保護区等位置図（北部版・前部版）」・「茨城の水産」（茨城県、令和6年1月）・「漁港漁業影響情報図」（水産庁、平成10年）その他、茨城県、沿岸市町村資料
 ※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものです（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 7JHF 311）。
 また、本書に記載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認が必要です。

■茨城県の海岸、汽水域の絶滅危惧種（植物）

茨城県の海岸、河口や干潟の湿地などで見られる植物												
カテゴリー (2012)	科名	和名	生息環境	選定理由								
				森林の伐採	遷移の進行	生育地点が少ない	湿地の開発	草地の開発	河川の改修	個体数が少ない	園芸採取	海岸の開発
絶滅	ホンゴウシダ	ハマホラシノブ	海岸の日当たりのよい地上や岩隙									
	マメ	センダイハギ	海岸の砂浜									
	ハマビシ	ハマビシ	海岸の砂浜									
	サクラソウ	ハイハマボックス	海岸近くの湿地									
	ホロムイソウ	シバナ	河口や干潟の縁の塩分を含む湿地									
絶滅危惧ⅠA類	マツバラ	マツバラ	樹幹や岩隙	●		●				●		
	アブラナ	ハナハタザオ	海浜の明るい砂地			●					●	
	ペンケイソウ	アオノイワレンゲ	海岸			●				●	●	
		イワレンゲ	海岸の岩上や茅葺き屋根			●				●	●	
	イチヤクソウ	オオウメガサソウ	海岸近くのマツ林			●					●	
絶滅危惧ⅠB類	セリ	マルバトウキ	海岸								●	
	ガガイモ	イヨカズラ	海岸に近い草地								●	
	キク	ヤナギタンポポ	海岸近くの林下								●	
	アマモ	エビアマモ	海岸の岩上			●					●	
	イネ	アイアシ	海岸		●		●					
	サトイモ	ムサシアブミ	海岸近くのやや湿った林下	●		●						
	カヤツリグサ	ヒトモトスキ	海岸近くの湿り気のある草地			●					●	
	絶滅危惧ⅠI類	ハナヤスリ	ハマハナヤスリ	海岸の砂浜		●			●			
ヒノキ		イブキ	海岸の安定した岩場	●							●	
アブラナ		ハマハタザオ	海岸の砂地								●	
		ハタザオ	海岸の砂地		●			●				
バラ		ハマナス	海岸砂地								●	
マメ		タンキリマメ	海岸		●			●				
ムラサキ		スナビキソウ	海岸の砂地								●	
シソ		ナミキソウ	海岸の砂地								●	
ハマウツボ		ハマウツボ	海岸の砂地								●	
キク		シロヨモギ	海岸の砂地									●
		ウラギク	海岸の湿地						●			
		コハマギク	海岸の岩上、崖の上									●
		ハマギク	海岸の崖									●
ネコノシタ		海岸の砂地									●	
カヤツリグサ		シオクグ	海岸の塩水の出入りする泥地		●		●					
ラン	クゲヌマラン	海岸の砂質のクロマツ林	●									
準絶滅危惧種	ナデシコ	フジナデシコ(ハマナデシコ)	海岸に生える								●	
	バラ	カワラサイコ	日当たりのよい砂地						●		●	
	セリ	ハマボウフウ	海岸の砂地								●	
	ユリ	ゼンテイカ	海岸の斜面		●			●				
	カヤツリグサ	ビロードテンツキ	海岸の砂地								●	
	ラン	ハマカキラン	海岸のクロマツ林下								●	
情報不足注目種	キク	ソナレマツムシソウ	海岸の草地									
情報不足 現状不明種	クマツヅラ	イワダレソウ	日当たりのよい海岸									
	オオバコ	エゾオオバコ	海岸砂地									
	キク	イソギク	海岸崖地									
	アマモ	コアモ	干潮時に干上がるような浅い水底の砂泥									

茨城県レッドリスト〈植物編〉のカテゴリー定義およびその基本概念

絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種。（栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む。）
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧ⅠB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
①注目種	最近県内での生育が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種。
②現状不明種	最近の情報がなく、生育状態が不明の種。

※「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 植物編 2012年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」のリストから海岸、河口や干潟の湿地などに生育する植物を一部抜粋した。

■茨城県の海岸、汽水域の絶滅危惧種（動物）

茨城県の海岸・汽水域で見られる動物								
類	目	カテゴリー (2016)	種名	選定理由			交雑可能な別種の侵入	
				生息環境の悪化	個体数の減少	捕獲による減少		
哺乳類		準絶滅危惧種	スナメリ	●	●			
鳥類	絶滅危惧IB類		コクガン	●	●			
			クロサギ	●	●			
			クロツラヘラサギ	●	●			
			キリアイ	●	●			
			オオワシ	●	●			
			オオセッカ	●	●			
			コヨシキリ	●	●			
		絶滅危惧I類		ヒメウ	●			
				ヨシゴイ	●			
				イカルチドリ	●		●	
				シロチドリ	●	●		
				セイタカシギ	●			
			オオハシシギ	●				
			オオソリハシシギ	●	●			
			アカアシシギ	●	●			
			ツバメチドリ	●	●			
			コアジサシ	●	●	●		
	準絶滅危惧種		ハヤブサ	●	●			
			コシアカツバメ	●	●			
			コジュリン	●	●			
			カワアイサ	●	●			
			カイツブリ	●		●		
			オグロシギ	●	●			
			ツルシギ	●	●			
			ハマシギ	●	●			
		情報不足 注目種		ヒメアマツバメ	●	●		
				ウミガラス	●	●		
	ケイマフリ		●	●				
爬虫類 淡水・ 汽水魚類	絶滅危惧I類		アカウミガメ	●	●			
		絶滅危惧IA類		ニシン湖沼系群	●	●	●	
				ゴクラクハゼ	●	●		
			マサゴハゼ	●	●			
	絶滅危惧II類		ウツセミカジカ	●	●		●	
			シロウオ	●	●			
			ミミズハゼ	●	●			
			ジュズカケハゼ	●	●			
			ヒモハゼ	●	●			
		準絶滅危惧種		ニホンウナギ	●	●	●	
				キンブナ	●	●		
			クメサヨリ	●	●			
			エドハゼ	●	●			
			ビリンゴ	●	●			
	情報不足 注目種		カワヤツメ	●	●			
			ミツバヤツメ	●	●			
			ニホンイトヨ	●	●			
			カワアナゴ	●	●			
			ボウズハゼ	●	●			
			イドミミズハゼ	●	●			

茨城県の海岸・汽水域で見られる動物								
類	目	カテゴリー (2016)	種名	選定理由			交雑可能な別種の侵入	
				生息環境の悪化	個体数の減少	捕獲による減少		
昆虫類	トンボ目	絶滅危惧IA類	ヒヌマイトトンボ	●	●			
	バッタ目	絶滅危惧IB類		オオクサキリ	●	●		
				ハマスズ	●	●		
		絶滅危惧I類		リュウキュウチビスズ	●	●		
				ヤマトダラバッタ	●	●		
		準絶滅危惧種		マツムシ	●	●		
				カヤコオロギ	●	●		
			ナギサスズ（ウミコオロギ）	●	●			
			セグロイナゴ	●	●			
			ショウリョウバッタモドキ	●	●			
		カメムシ目	絶滅危惧IA類	フタテンカメムシ	●	●		
	絶滅危惧IB類		ハリサシガメ	●	●			
	準絶滅危惧種		ヒメダラナガカメムシ	●	●			
	アミメカゲロウ目	準絶滅危惧種	オオウスバカゲロウ	●	●			
	コウチュウ目	絶滅危惧IB類	オオコブスジコガネ	●	●	●		
		絶滅危惧I類	ベーツヒラタカミキリ	●	●			
	ハチ目	絶滅危惧II類		ヤマトスナハキバチ	●	●		
				ニッポンハナダカバチ	●	●		
				シロスジフトハナバチ	●	●		
		準絶滅危惧種		アマクサヤドリコハナバチ	●	●		
				ホシトガリハナバチ	●	●		
		情報不足 注目種		アオスジクモバチ		●		
	クモ類	絶滅危惧I類	イソコモリグモ	●	●			
	その他 無脊椎動物	海綿動物門	準絶滅危惧種	シロカイメン	●	●		
		刺胞動物門	情報不足 現状不明種	エダヒドラ	●			
			紐形動物門	情報不足 現状不明種	ヒヌマヒモムシ		●	●
				チビキスイヒモムシ		●	●	
		ヒメキスイヒモムシ			●	●		
軟体動物門 (巻貝類)		絶滅危惧IA類		イシマキガイ	●	●		
				カワグテツボ	●	●		
		絶滅危惧IB類		ヨシダカワザンショウ	●	●		
				スナガイ	●	●		
		絶滅危惧II類		ヒラドカワザンショウ	●	●		
				クリイロカワザンショウ	●	●		
準絶滅危惧種			ミズゴマツボ	●	●			
絶滅危惧IA類			ヒナタムシヤドリカワザンショウ	●	●			
環形動物門 (多毛類)		準絶滅危惧種	サビシラトリ	●	●			
節足動物門 (甲殻類)		情報不足 現状不明種	イトメ	●	●			
	絶滅危惧IA類		シダレイトゴカイの一種		●			
			ドロオニスビオ		●			
絶滅危惧II類	絶滅危惧IA類		アリアケモドキ	●	●			
			ヌマエビ		●			
			ハマガニ		●	●		
			ヤマトオサガニ	●	●			
			コメツキガニ	●	●			
	準絶滅危惧種		チゴガニ	●	●			
			ヒヌマヨコエビ	●	●			
			ミソレヌマエビ		●			
			モクスガニ		●	●		
			アカテガニ	●	●			
情報不足 注目種		フタバカクガニ		●				

茨城県レッドリスト〈動物編〉のカテゴリー定義およびその基本概念

絶滅	本県ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育下でのみ生息している野生絶滅を含む）			
絶滅危惧I類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの			
	<table border="1"> <tr> <td>絶滅危惧IA類</td> <td>ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの</td> </tr> <tr> <td>絶滅危惧IB類</td> <td>絶滅危惧IA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの</td> </tr> </table>	絶滅危惧IA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	絶滅危惧IB類
絶滅危惧IA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの			
絶滅危惧IB類	絶滅危惧IA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの			
絶滅危惧II類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧IB類」のランクに移行することが確実と考えられるもの			
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有する			
情報不足	評価するだけの情報が不足している種			
	①注目種	最近県内での生息が確認された種であるが、県内の分布域がまだ十分に調査されていない種		
	②現状不明種	最近の情報がなく、生息状態が不明の種		

※「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016年改訂版（茨城県版レッドデータブック）」のリストから、海岸・汽水域で見られる動物を一部抜粋した。

■茨城県の海岸、汽水域の絶滅危惧種（蘚苔類・藻類・地衣類・菌類）

茨城県の海岸・汽水域で見られる蘚苔類・藻類・地衣類・菌類									
類	カテゴリー (2020)	和名	選定理由						
			森林の伐採	遷移・ 荒廃の進行	生育地点が 少ない	個体数が 少ない	海岸の 開発	大気汚染	
蘚苔類	絶滅危惧Ⅰ類	ヒカリゴケ	●		●				
藻類（海藻類）	絶滅	ムチモ			●	●			
		カジメ			●	●			
		ナガオバネ			●	●			
		サイダイバラ			●	●			
		ナミノハナ			●	●			
		絶滅危惧Ⅰ類	ヒトエグサ			●	●		
			シワヤハズ			●	●		
			イロロ			●	●		
			イシゲ			●	●		
			ニセフサノリ			●	●		
			オニクサ			●	●		
			オオブサ			●	●		
			ミチガエソウ			●	●		
			シキンノリ			●	●		
			アカバギンナンソウ			●	●		
	サクラノリ				●	●			
	オオバキントキ				●	●			
	キジノオ				●	●			
	フトイトグサ				●	●			
	ハネグサ				●	●			
	絶滅危惧Ⅱ類	ワタモ			●	●			
		ホソメコンブ			●	●			
		ジョロモク			●	●			
		フノリノウシゲ			●	●			
		イトフノリ			●	●			
		オキツノリ			●	●			
	準絶滅危惧	ミル			●	●			
		ハイミル			●	●			
		イワヒゲ			●	●			
		ウミゾウメン			●	●			
マツノリ				●	●				
キョウノヒモ				●	●				
マサゴシバリ				●	●				
エゴノリ				●	●				
ヤレウスバノリ				●	●				
ケハネグサ				●	●				
地衣類	絶滅危惧Ⅰ類	ワラハナゴケ		●					
		テツイロハナビラゴケ		●					
		キンブチゴケ		●					
	絶滅危惧Ⅱ類	フクレサルオガセ					●		
		ハナゴケ		●					
菌類	絶滅危惧Ⅰ類	マツバハリタケ	●	●		●			
		コナガエノアカカゴタケ			●	●			
		アカダマノオオタイマツ			●	●			
	絶滅危惧Ⅱ類	シモコシ	●	●			●		
		ハマシメジ	●	●			●		
		アラナミケシボウズタケ			●	●			
		ウネミケシボウズタケ			●	●			
		ハマベノヒダツチガキ			●	●			
		ヒヨリヒメツチグリ			●	●			
		スナヤマチャワンタケ			●	●			
	準絶滅危惧	スナジクズタケ			●	●			
		ムラサキナギナタタケ	●	●			●		
		ショウロ	●	●			●		
		ハチスタケ			●	●			
					●	●			

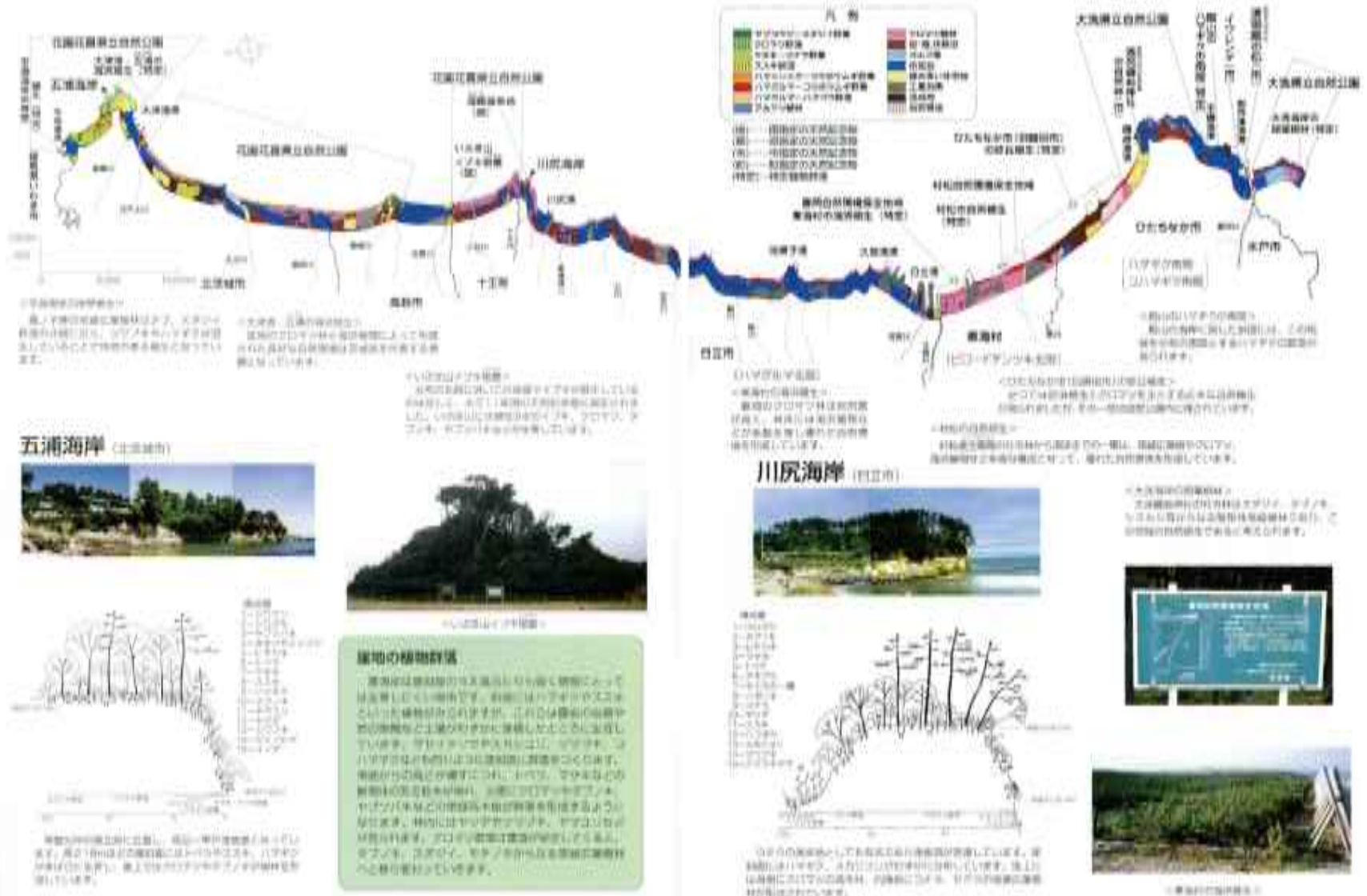
茨城県レッドリスト〈蘚苔類・藻類・地衣類・菌類編〉の
カテゴリー定義およびその基本概念

絶滅	本県ですでに絶滅したと考えられる種（栽培下でのみ生育している野生絶滅を含む）。
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらしした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。

※「茨城における絶滅のおそれのある野生生物 蘚苔類・藻類・地衣類・菌類編 2020年版（茨城県版レッドデータブック）」のリストから、海岸、河口や干潟の湿地などに生育する蘚苔類・藻類・地衣類・菌類を一部抜粋した。

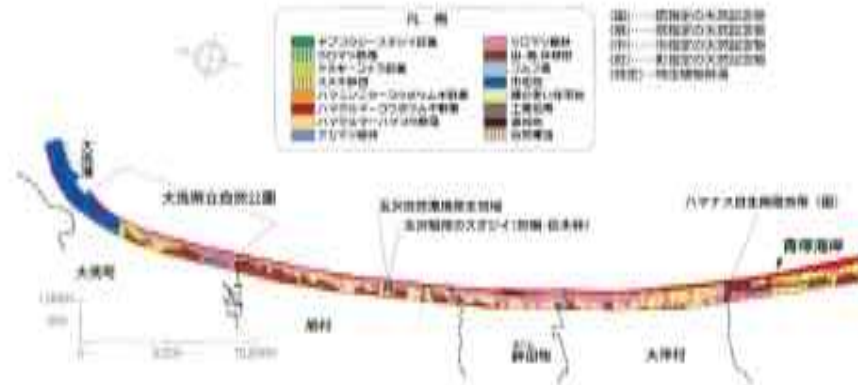
■茨城県の沿岸域で見られる植生

① 県北地域～県央地域



出典： 「いばらきの海岸植物」(茨城県、平成9年)より抜粋して作成

② 県央地域～鹿行地域



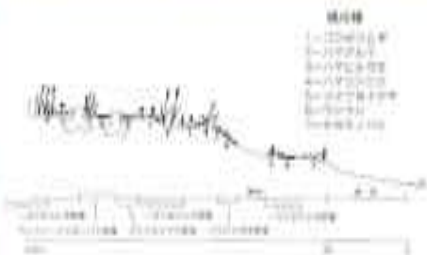
「大島国立公園」
オリーブ、スズナシ、クマツヅクを中心とした海岸植物群落であり、県央地域の海岸植物群落の代表として知られています。



「大島国立公園」

「大島国立公園」
オリーブ、スズナシ、クマツヅクを中心とした海岸植物群落であり、県央地域の海岸植物群落の代表として知られています。

青塚海岸 (鹿嶋市)



海岸線の形成は、地質学的な要因によるものであり、その結果として海岸線の形成が促進されています。



「大島国立公園」
オリーブ、スズナシ、クマツヅクを中心とした海岸植物群落であり、県央地域の海岸植物群落の代表として知られています。

「大島国立公園」
オリーブ、スズナシ、クマツヅクを中心とした海岸植物群落であり、県央地域の海岸植物群落の代表として知られています。



海岸線の形成は、地質学的な要因によるものであり、その結果として海岸線の形成が促進されています。

海岸線の形成は、地質学的な要因によるものであり、その結果として海岸線の形成が促進されています。



出典： 「いばらきの海岸植物」(茨城県、平成9年)より抜粋して作成

■茨城県の浅海域で見られる生物

種名	科	生息域			生息環境			その他	北茨城付近		日立付近			那珂湊・大洗		大竹・鹿島・波崎		
		潮上帯	潮間帯	潮下帯	岩礁	砂浜	タイドプール		平潟	五浦	小貝浜	川尻	初崎・会瀬	河原子	久慈浜	那珂湊	大洗	大竹・鹿島
【藻類（海藻を含む）】																		
アオノリ	ヒトエグサ科			●				内湾、河口付近の波静かな場所の水面下で育つ		●			●	●		●		●
アカバ	リュウモンソウ科		●	●	●			形状は左右対称ではなく一方に曲がっている				●	●					
アカモク	ホンダワラ科			●	●			—	●	●				●				
アサクサノリ	ウシケノリ科		●					静かな湾内で育つのが特徴		●			●		●	●	●	●
アナアオサ	アオサ科	●	●	●	●		●	春から初夏に繁茂			●	●	●	●	●	●	●	●
アミジグサ	アミジグサ科			●				低潮線付近の岩上に生息			●	●						●
アラメ	コンブ科		●		●			アワビの食物となる重要な種	●	●	●	●			●	●	●	
イギス	イギス科		●	●	●			潮下帯の岩や他の海藻に着生する		●								
イソダンツウ	キジノオ科	●	●		●			ムラサキインコガイ、ムラサキガイや岩礁に着生				●	●					
イソマツ	ワツナギソウ科		●		●			イボツノマタの下位に純群落をつくることが多い					●	●	●			
イソムラサキ	フジマツモ科		●	●	●			波浪の強い岩礁上に多い										
イボツノマタ	スギノリ科		●		●			—		●								
イワヒゲ	ナガマツモ科		●		●			岩上に数十本集まって生育		●								
ウシケノリ	ウシケノリ科	●	●		●			岩上・杭上・波浪の強くあたるテトラポットに生息							●	●	●	●
ウツルイノリ	ウシケノリ科	●	●		●			潮間帯の上部に生息		●							●	●
ウミゾウメン	ベニモズク科	●	●		●			春から初夏に繁茂する							●	●		
ウミトラノオ	ホンダワラ科		●		●			平板状の岩礁上にヒジキと混生したり単一群落をつくる		●								
ウルシグサ	ウルシグサ科		●	●	●			ワカメを青色させるためワカメゴロシといわれる		●								
エゾシコロ	サンゴモ科		●	●	●			波の荒い所に大群衆をつくる	●	●				●				
エピアマモ	アマモ科		●	●	●			—										
オオハネモ	ハネモ科		●	●	●			幼体のオオハネモをハネモとすることがある										●
オオバモク	ホンダワラ科		●	●	●			円錐形の付着器で漸深帯の岩に固着している	●	●	●				●	●		
オニアマノリ	ウシケノリ科		●		●			冬場に生長し潮間帯岩礁に付着する 春を過ぎると見られなくなる やや波あたりのよいところを好む										●
オバクサ	テングサ科		●	●	●		●	マクサに似ている									●	●
カイノリ	スギノリ科		●	●	●			波浪をさける岩礁面や岩の割れ目に生息									●	●
カヤモノリ	カヤモノリ科		●		●			平板状の岩礁上やタイドプールに大群落をつくる		●								●
キブライトグサ	フジマツモ科		●	●	●		●	ほかの海藻に着生するものが多い		●								
クロイソカイメン	イソカイメン科		●		●			岩のくぼみ、日当たりの良い所に生息						●	●	●		
クロモ	ナガマツモ科		●	●	●			岩礁に囲まれた波を避ける所に多い										●
コメノリ	カクレイト科		●		●			食用 糊の原料					●					●
ショウジョウケノリ	フジマツモ科		●	●	●		●	冬から初夏に繁茂、夏に消滅		●								
ジョロモク	ホンダワラ科		●	●	●			—										
シリオミドロ	アクロシフオニア科	●	●		●			テトラポットや堤防に生息							●			●
シワノカワ	ネバリモ科		●		●			群落をつくる 岩からはがすと内側に巻き込む										●
スガモ	アマモ科		●	●	●			茎は岩上をはう		●	●	●			●			
スサビノリ	ウシケノリ科		●		●			冬から初夏にかけ繁茂し夏に消滅		●	●			●				
スジウスバノリ	コノハノリ科		●	●	●			波浪の強い低潮線付近に群落をつくる							●			
セイヨウハバノリ	カヤノモリ科		●		●			潮間帯下部の岩礁の上に生息										
ダイダイイソカイメン	イソカイメン科		●		●			岩陰に生息						●	●			
タマジュズモ	シオグサ科		●		●			春から夏にかけて潮間帯下部に群がって生息する										●
タルガモジュズモ	シオグサ科	●	●		●			1ヶ所より東になって出る										●
タンバノリ	カクレイト科		●	●	●			茎がない	●									
ナガアオサ	アオサ科		●		●			関東周辺に分布する										●
ネジモク	ホンダワラ科		●	●	●			外洋性の波の強い所に多い							●	●		
ネバリモ	ネバリモ科	●	●		●			波の強く当たる所に多い10~20個体が大きな群落をつくる							●			
ハナフノリ	ムカデノリ科	●	●		●			枝が密接するので団塊に見える		●								●
ハハキモク	ホンダワラ科		●	●	●			日本特産種だったが現在、欧州、米国に広まった										●
ハリガネ	オキツノリ科		●	●	●			低潮線付近に群落をつくる	●					●	●	●	●	●
ヒジキ	ホンダワラ科		●	●	●			波浪の比較的強い側に群落をつくる		●				●	●	●	●	●
ヒヂリメン	カクレイト科		●	●	●			根は小さく浅い海底の石や岩につく					●	●				●
ヒメテングサ	テングサ科		●		●			外海又は湾内の高潮線付近の岩、フジツボ、貝に付着する							●			
ヒライボ	サンゴモ科		●	●	●			石灰質の岩石に見えるため海藻だとは気づかない										●
ヒラムカデ	カクレイト科		●	●	●			海水の汚染に強く大群衆をつくる	●	●					●	●	●	●
ピリヒバ	サンゴモ科		●	●	●			波のやや静かな所に多い	●	●								
フクロフノリ	フノリ科		●		●			冬から初夏に繁茂し夏には消滅										
フダラク	ムカデノリ科		●		●			低潮線下の岩に生息										
フトジュズモ	シオグサ科		●	●	●			テトラポットなど波の強い所に多い										
ヘトリカニノテ	サンゴモ科		●		●		●	低潮線下の岩上に生息										
ペンテンモ	タジア科		●		●			ユナの体に寄生しコブ状の塊となる										
ホンジュズモ	シオグサ科		●		●			ハリガネなど他の海藻に巻きついて生息する										●
マクサ	テングサ科		●		●			潮間帯下部から水深10m程度の漸深部まで広い範囲に生育	●	●							●	●
マツノリ	ムカデノリ科		●		●			潮間帯の岩の上に生育										
マツモ	ナガマツモ科		●		●			低水温の年は個体数が多く、高水温の年は少ない										
マルバアマノリ	ウシケノリ科	●	●		●			潮間帯上部の岩やコンクリートブロック上に群生		●				●				●
ミズヒキゴカイ	ミズヒキゴカイ科		●	●	●			岩場のすき間にたまった砂や泥の中に生息										●
ムカデノリ	カクレイト科		●	●	●		●	波浪をさける所に多い										
ムラサキカイメン	ムラサキカイメン科		●		●			岩陰など直射光の当たらない所に多い										●
ユナ	フジマツモ科		●		●			潮間帯下部の岩上に生息し、しばしば大きな群落を作る		●								
ワカメ	アイヌワカメ科		●	●	●			秋になり水温が低下すると卵、精子ができる										●
ワタモ	カヤノモリ科		●		●		●	外洋の岩礁で囲まれた波静かな岩礁上に群落をつくり林立		●								●
ワツナギソウ	ワツナギソウ科		●		●			潮間帯下部の岩上に生息する	●									

出典： 「茨城の海の生き物」(茨城新聞社、1985年)より作成

種名	科	生息域			生息環境			その他	北茨城付近		日立付近				那珂湊・大洗		大竹・鹿島・波崎	
		潮上帯	潮間帯	潮下帯	岩礁	砂浜	タイドプール		平潟	五浦	小貝浜	川尻	初崎・会瀬	河原子	久慈浜	那珂湊	大洗	大竹・鹿島
【貝類】																		
アオガイ	ユキノカサガイ科		●		●			岩礁の潮間帯の礫の下に生息								●	●	
アサリ	マルスダレガイ科		●		●			内湾性の砂泥底、淡水の流入する河口域に生息		●						●		
アラレタマキビガイ	タマキビガイ科	●			●			磯の満潮線付近の岩に群生		●						●		
イシダタミ	ニシキウズガイ科		●		●			強い菌を持ち海藻を主食とする									●	
イボニシガイ	アキガイ科		●		●			潮間帯の岩場に生息										
ウチムラサキ	マルスダレガイ科		●		●			内湾性の礫の多い砂泥底に生息								●		
ウノアシガイ	ユキノカサガイ科		●		●			餌を食べに色々なところに出かけても再び家に帰ってくる										
ウバガイ	バカガイ科			●		●		水深20m以浅の砂浜に住む二枚貝 寿命の長い貝で30年以上も生きる										●
エゾヒバリガイ	イガイ科			●				潮線下～水深10mに生息		●								
カメノテ	ミヨウガイ科		●		●			岩礁上、岩の割れ目に群生		●						●		
カモガイ	ユキノカサガイ科	●	●		●			冬季は岩の割れ目に潜み、陽気がよくなると日向にコロニーをつくる				●					●	
カラマツガイ	コウダカカラナツガイ科	●						潮の引いた岩上を歩き回る		●								
クロボガイ	ニシキウズガイ科		●		●			水中においてはすばやく動きまわる					●	●			●	
クロツケガイ	ニシキウズガイ科		●		●			水中においてはすばやく動きまわる				●						
ケハダヒザラガイ	ケハダヒザラガイ科	●	●		●			岩陰や岩の下に生息		●			●					
コカモガイ	ユキノカサガイ科		●		●			磯で岩の比較的に上の位置、イワフジツボの付着するあたりに見られる笠形の貝										●
コケハダヒザラガイ	ケハダヒザラガイ科	●	●		●			—										●
コタマガイ	マルスダレガイ科		●	●		●		遠浅の砂浜で生息							●			●
サギガイ	ニッコウガイ科			●				10～30m深の砂泥底										●
タマキビ	タマキビガイ科	●			●			磯に密生 満潮線よりかなり上方でも生息		●						●		
チョウセンハマグリ	マルスダレガイ科		●	●		●		日向地方では殻は白碁石の原料として使用								●		●
ツメタガイ	タマガイ科			●		●		内湾性の砂底に生息										●
ヌノメアサリ	マルスダレガイ科		●		●			内湾性の潮間帯の砂泥中に生息		●						●		
バテイラ	ニシキウズガイ科		●	●	●			食用					●	●			●	
ベッコウカサガイ	ツタノハガイ科	●	●		●			磯に生息										●
ムラサキガイ	イガイ科		●	●	●			港湾、岩礁などに大群で付着				●	●	●			●	●
ムラサキインコガイ	イガイ科		●		●			岩礁域で群生		●			●					●
モモノハナガイ	ニッコウガイ科							—										●
ヨメガカサガイ	ツタノハガイ科	●	●		●			岩上に吸着して生活する 環境により形状が変化する										●
レイシガイ	アキガイ科		●		●			肉食 カキを好んで食す										
ワスレガイ	マルスダレガイ科		●	●		●		外湾性の砂底に生息										●
アオウミウシ	イロウミウシ科			●				冬は極端に個体数が少なくなる								●		
アメフラシ	アメフラシ科		●				●	刺激すると紫色の煙幕を張る		●								
エボヤ	エボヤ科			●	●			岩礁や堤防壁に付着							●			
フナムシ	フナムシ科	●			●			岩礁・岸壁に多くの群れを作つてすむ		●								
マナマコ	マナマコ科			●	●			岩礁地帯にも砂地にも棲む			●							
【甲殻類】																		
イソガニ	イワガニ科		●					磯でごく普通に見られ、岩の隙間や転石の下などに暮らしている	●	●			●			●	●	●
イワガニ	イワガニ科		●		●			岩礁・防波堤の上などに生息				●	●			●	●	
ガザミ	ワタリガニ科			●				市場価値の高い食用ガニ										●
ケアンホンヤドカリ	ホンヤドカリ科		●		●			外洋性の岩礁に散在する								●		
ショウジンガニ	イワガニ科		●	●	●			岩礁海岸に生息 食用だが肉が少ない	●		●							●
スナモグリ	スナモグリ科		●		●			外洋性の磯、砂地に体を潜らせ生息								●		
ヒライソガニ	イワガニ科		●	●	●			個体数が多く岩礁海岸に生息する								●		●
ヒラツメガニ	ワタリガニ科			●				砂底に生息 砂中に潜入したり泳いで移動可										●
ホンヤドカリ	ホンヤドカリ科		●		●			外洋性海岸の潮溜まりの中に生息		●						●	●	
ユビナガホンヤドカリ	ホンヤドカリ科		●		●			河口・藻場・転石帯・砂底・砂泥底に生息							●			
ヨツハマガニ	クモガニ科		●	●	●			岩礁海岸の海藻の間に生息	●						●			
イワフジツボ	イワフジツボ科		●		●			岩の表面を覆い尽くすように群生		●			●	●			●	●
クロフジツボ	フジツボ科		●		●			岩礁海岸の岩上に群生		●					●	●		
【その他小動物】																		
(イソギンチャク類)																		
ウメボシイソギンチャク	ウメボシイソギンチャク科		●		●			岩の割れ目や岩棚の下に群れをつくる		●								
ケヤリムシ	ケヤリムシ科			●				体からの分泌物で自らつくった棲管の中にすむ		●								
コモチイソギンチャク	ウメボシイソギンチャク科		●		●			足盤をのびし岩上についている					●	●				
ミドリイソギンチャク	ウメボシイソギンチャク科		●	●	●		●	岩の割れ目に生息	●	●				●	●		●	
ヨロイイソギンチャク	ウメボシイソギンチャク科		●		●			岩の割れ目に生息	●	●				●				
(ヒトデ・ウニ類)																		
イトマキヒトデ	イトマキヒトデ科		●	●	●			飼育が簡単	●									●
ニホンクモヒトデ	クモヒトデ科		●					肛門がなく、口から食物を取り込んで、口から排出する										
ヒトデ	ヒトデ科		●	●	●			水温が上昇すると沖の方に移動する	●		●			●	●	●		●
ヒメヒトデ	エキナステル科			●	●			繁殖時の雌は受精卵を腹側に抱いてかえるまで育てる										
パファンウニ	オオパファンウニ科		●	●	●			日中は石の下や岩の割れ目に隠れている		●	●			●			●	
キタムラサキウニ	オオパファンウニ科		●	●	●			岩礁海岸の岩の割れ目、潮溜まりに生息			●							●

出典：「茨城の海の生き物」(茨城新聞社、1985年)より作成

■茨城沿岸で見られる海産無脊椎動物

茨城県自然博物館では、北茨城市から神栖市に至る茨城沿岸全域の岩礁、砂浜、ヘッドランド（鹿島灘海岸）に生息する海産無脊椎動物の調査を行っており、各地で多様な種の分布が確認され、貴重なデータが蓄積されている。

〈茨城県自然博物館総合調査 海産無脊椎動物調査〉

調査時期		調査範囲
第Ⅰ期 第2次	1997-99年	茨城県中央沿岸域
第Ⅰ期 第3次	2000-02年	茨城県北沿岸地域
第Ⅰ期 第4次	2003-05年	茨城県茂宮川河口干潟および沖合
第Ⅱ期 第1次	2006-08年	鹿島灘沿岸のヘッドランドおよび茨城県中央沿岸域

※調査結果の一覧は次ページ以降に添付

出典：「茨城県中央沿岸域の海産無脊椎動物」

（茨城の海産動物研究会、茨城県自然博物館第2次総合調査報告書）

「茨城県北沿岸地域の海産無脊椎動物」

（茨城の海産動物研究会、茨城県自然博物館第3次総合調査報告書）

「鹿島灘沿岸のヘッドランドおよび茨城県中央沿岸域の海産無脊椎動物」

（茨城県自然博物館総合調査報告書、茨城県自然博物館、2010.3）

■茨城沿岸で見られる藻類

茨城県自然博物館では、北茨城市から神栖市に至る茨城沿岸全域の岩礁、砂浜、ヘッドランド（鹿島灘海岸）に生息する藻類の調査を行っており、各地で多様な種の分布が確認され、貴重なデータが蓄積されている。近年の環境省の調査結果と合わせて整理した。

※調査結果の一覧は次ページ以降に添付

出典：「霞ヶ浦・鹿島灘の藻類」

（茨城県自然博物館非維管束植物調査会、茨城県自然博物館第1次総合調査報告書）

「茨城県北東地域海岸の海藻類」

（茨城非維管束植物調査会、茨城県自然博物館第3次総合調査報告書）

「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査（藻場調査）報告書」

（環境省自然保護局生物多様性センター、平成20（2008）年9月）；P.77-78

「平成25年度東北太平洋沿岸地域生態系監視調査報告書」

（環境省自然環境局生物多様性センター、平成26（2014）年3月）；P.132-143

「鹿島灘の海藻類」

（茨城非維管束植物調査会、茨城県自然博物館総合調査報告書（2012））

「茨城県央地域沿岸の海藻類（2009-2011）」

（茨城非維管束植物調査会、茨城県自然博物館第Ⅱ期第2次総合調査報告書（2020））

「日立市沿岸の海藻類（2012-2014）」

（茨城非維管束植物調査会、茨城県自然博物館第Ⅱ期第3次総合調査報告書（2020））

■茨城沿岸の主要種類の漁獲漁法と漁場

No.	種類名	沖底	板びき	えび板	船びき	固刺し	流刺し	はえ縄	ひき釣	釣り	その他	定置	まき網	主漁場		
														浅	沿	沖
1	アイナメ	○	◎	△		○		○	△	△					●	
2	アオメエソ	○	◎													●
3	アカガレイ	○	◎													●
4	アカシタビラメ		△	◎		○									●	
5	アカムツ	◎	◎												▲	●
6	イカナゴ				◎									▲	●	
7	イシガレイ		○	○		○		◎							●	
8	イシカワシラウオ				◎									●		
9	イシダイ			△	○	◎	△					△			●	
10	ウマヅラハギ	○	◎	○	△							△			●	▲
11	えい類		◎	○		△									●	▲
12	エゾイソアイナメ	◎	○					△							●	▲
13	カガミダイ	◎	○												▲	●
14	かさご類	△	◎			○		△		△		△			●	▲
15	カタクチイワシ												◎		▲	●
16	カツオ									◎			◎			●
17	かます類	◎	△	△								○	△		●	
18	キアンコウ	○	◎	△		△									▲	●
19	キチジ	◎	○													●
20	クロウシノシタ		△	○		◎								▲	●	
21	クロダイ			○	◎	△								▲	●	
22	コチ		△	○		◎								▲	●	
23	コノシロ				◎	○								●	▲	
24	サメガレイ	◎														●
25	さめ類	○	◎	△		△					棒受網				●	▲
26	サンマ						◎				◎					●
27	サヨリ				◎										●	
28	サワラ	△							○	○		◎			●	
29	しらす類				◎									●	▲	
30	シロギス	△	◎	○		△									●	
31	シログチ	◎	○	△	△	○						△		▲	●	
32	スケトウダラ	○	◎					△								●
33	スズキ	○	○	○	○		◎	△		○		○	△	▲	●	▲
34	そうだがつお類								○	△		◎			●	▲
35	タチウオ	○	△	△	△					◎		△	△		●	▲
36	チダイ	◎	○	△	◎	△				△		△	△		●	▲
37	とびうお類											◎			●	
38	トラフグ	○	○	○				◎							●	
39	ナメタガレイ	△	○			◎		△							●	
40	ねずっぽ類		◎	○	△	△								▲	●	
41	ババガレイ	◎	◎			○			○						▲	●
42	ヒラメ	◎	◎	○	△	○			○			△			●	▲
43	ふぐ類	△	○	○	◎							△			●	
44	ブリ	△			△		○		◎			◎	○		●	▲
45	ほうぼう類	◎	○	△		△									●	
46	ボラ				△	◎								●	▲	
47	マアジ	○	○									◎			▲	●
48	マアナゴ	○	◎	△		△		△			せん				▲	●
49	マイワシ											◎			▲	●
50	マガレイ	◎	◎												▲	●
51	マコガレイ	△	◎	○	△	○		○							●	
52	マサバ												◎		▲	●
53	マダイ	○	◎	◎	△	○	◎	○		○		○	△		●	
54	マダラ	○	○					◎								●
55	マトウダイ	◎	○			△									●	
56	ムシガレイ	○	◎	△											●	▲
57	ムツ	◎	○												●	
58	めいたがれい類	△	◎	△		○									●	
59	めばる類	△				△		◎		○					●	▲
60	めぬけ類	◎	○					○							●	
61	ヤナギムシガレイ	○	◎												●	
62	ユメカサゴ	◎	◎	○											●	

「漁法」

沖底：沖合底びき網
 板びき：5～14.9トン船底びき網
 えび板：5トン未満船底びき網
 船びき：船びき網（1・2そうびき）
 固刺し：固定刺し網
 流刺し：流し刺し網
 はえ縄：はえ縄釣り
 ひき釣：ひき縄釣り
 釣り：樽流し釣り・一本釣り

「漁場」

浅海：水深10m（7ヒロ）前後以浅
 沿岸：水深15m（10ヒロ）前後から90m（60ヒロ）前後
 沖合：水深100m（70ヒロ）前後以深

●：主漁場
 ▲：従漁場

出典：「茨城県水産試験場研究報告 第34号」（茨城県水産試験場ひたちなか、平成8年1月）、
 茨城県HP「茨城県産重要魚種の生態と資源」より、魚種を抜粋して作成。

■関係住民の意見聴取

・平成16年度策定時の地元説明会実施日程

茨城沿岸海岸保全基本計画 地元説明会の実施日程

日程		対象市町村	説明会会場	行政	住民	合同説明会 における 参加者内訳
平成15年5月26日	18:00	北茨城市	北茨城市役所 4階402会議室	17	33	
5月28日	18:00	日立市	日立市視聴覚センター 4階大ホール	17	22	
5月29日	18:00	鹿嶋市	鹿嶋勤労文化会館	13	50	
5月31日	10:00	波崎町・神栖町	波崎町若松公民館体育館	9	15	波崎町13名 神栖町2名
5月31日	13:30	鉾田町・大洋村	鉾田町役場2階大会議室	7	30	鉾田町15名 神栖町14名 他1名
5月31日	15:30	大洗町・旭村	大洗マリーナ2階	13	34	大洗町22名 旭村12名
6月1日	10:00	高萩市・十王町	高萩市総合福祉センター 2階会議室2.3	14	14	高萩市10名 十王町4名
6月1日	14:00	ひたちなか市・東海村	ひたちなか市役所 総合支所 3階第1会議室	14	45	ひたちなか市28名 東海村2名 漁協等の団体15名

・平成27年度改訂時の意見募集（パブリックコメント）の概要

■対象：「茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）」

■期間：平成27年11月17日（火）～12月1日（火）

■閲覧場所：茨城県ウェブサイトの他、県庁各課、各出先事務所

【県庁】 土木部河川課、土木部港湾課、農林水産部水産振興課
 【出先事務所】 高萩工事事務所、常陸大宮土木事務所、水戸土木事務所、
 鉾田工事事務所、潮来土木事務所、
 茨城港湾事務所、日立港区事業所、大洗港区事業所、
 鹿島港湾事務所

■提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

■意見総数（有効意見数）：21（18）

※ 有効意見数は、本計画案に対する意見でないもの、個人や特定の企業・
 団体等を誹謗中傷、財産やプライバシーを侵害する意見などを除いた数。



地域	市町村名
県北臨海	北茨城市、高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市
県北山間	常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、大子町
県央	水戸市、大洗町、茨城町、笠間市、城里町
鹿行	鉾田市、鹿嶋市、神栖市、行方市、潮来市
県南	石岡市、小美玉市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、 つくばみらい市、取手市、守谷市、牛久市、龍ヶ崎町、阿見町、 美浦村、稲敷市、河内町、利根町
県西	古河市、桜川市、下妻市、結城市、常総市、筑西市、坂東市、 八千代町、境町、五霞町



・令和7年度改訂時の意見募集（パブリックコメント）の概要

- 対象：「茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）」
- 期間：令和8年1月19日（月）～2月17日（火）
- 閲覧場所：茨城県ウェブサイトその他、県庁各課、各出先事務所

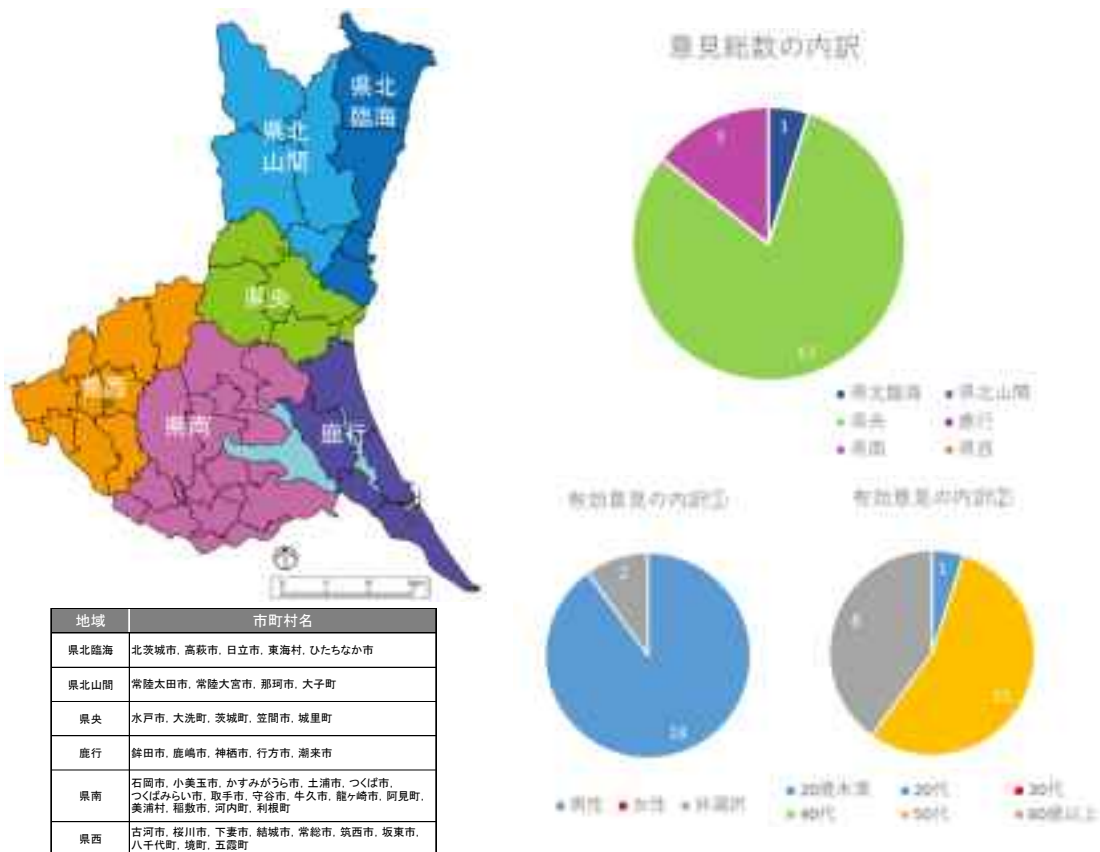
【県庁】 土木部河川課、土木部港湾課、農林水産部林業課、
農林水産部水産振興課

【出先事務所】 高萩工事事務所、常陸大宮土木事務所、水戸土木事務所、
鉾田工事事務所、潮来土木事務所、
茨城港湾事務所、日立港区事業所、大洗港区事業所、
鹿島港湾事務所

■提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、
いばらき電子申請・届出サービス

■意見総数（有効意見数）：21（20）

※ 有効意見数は、本計画案に対する意見でないもの、個人や特定の企業・
団体等を誹謗中傷、財産やプライバシーを侵害する意見などを除いた数。



■茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿

・平成16年度策定時

茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会委員名簿

- 三村 信男 茨城大学 広域水圏環境科学教育研究センター、教授（海岸工学）
- 武若 聡 筑波大学 機能工学系助教授（海岸工学）
- 鈴木 昌友 茨城大学名誉教授（植物学）
- 森野 浩 茨城大学 理学部地球生命環境科学科教授（生態学）
- 斎藤 義則 茨城大学 人文学部社会科学科教授（都市計画学）
- 浅野 次男 鹿島灘漁業権共有組合 連合会会長
- 宇佐美 實 久慈浜丸小漁業協同組合 代表理事組合長
- 村田 省吾 北茨城市長
- 岩倉 幹良 高萩市長
- 和田 浩一 十王町長
- 檜村 千秋 日立市長
- 村上 達也 東海村長
- 本間 源基 ひたちなか市長
- 小谷 隆亮 大洗町長
- 酒井 長敬 旭村長
- 鬼沢 保平 鉾田町長
- 石津 政雄 大洋村長
- 内田 俊郎 鹿嶋市長
- 岡野敬四郎 神栖町長
- 村田 康博 波崎町長
- 福田 英雄 茨城県 水産振興課長
- 渡邊 義行 茨城県 河川課長
- 渡邊 一夫 茨城県 港湾課長

○：委員長

・平成27年度改訂時

茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 委員名簿

【学識経験者】

委員	荒川 久幸	東京海洋大学 教授	(水産学)
委員	糸井川 栄一	筑波大学 教授	(都市防災学)
委員	宇多 高明	日本大学 客員教授	(海岸工学)
委員	大場 恭子	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 技術副主幹	(安全工学)
委員	大村 智宏	国立研究開発法人 水産工学研究所 水産基盤グループ長	(海岸工学)
委員	小幡 和男	茨城県自然博物館 企画課長	(海岸植物)
委員	栗山 善昭	国立研究開発法人 港湾空港技術研究所 研究主監	(海岸工学)
委員	清野 聡子	九州大学大学院 准教授	(環境・生態学)
委員	武若 聡	筑波大学 教授	(海岸工学)
委員	野口 賢二	国土交通省 国土技術政策総合研究所 海岸研究室 主任研究官	(海岸工学)
委員	○横木 裕宗	茨城大学 教授	(海岸工学)

【利用・漁業者】

委員	坂本 恭子	サーフショップ経営 (大洗町在住)	(海岸利用)
委員	田山 敏一	川尻漁業協同組合 組合長	(漁業 (県北))
委員	小野 勲	鹿島灘漁業権共有組合連合会 会長	(漁業 (県南))

【沿岸市町村長】

委員	豊田 稔	北茨城市長
委員	小田木 真代	高萩市長
委員	小川 春樹	日立市長
委員	山田 修	東海村長
委員	本間 源基	ひたちなか市長
委員	小谷 隆亮	大洗町長
委員	鬼沢 保平	鉾田市長
委員	錦織 孝一	鹿嶋市長
委員	保立 一男	神栖市長

【海岸管理者】

委員	太田 牧人	茨城県農林水産部水産振興課長	(農林水産省 水産庁所管)
委員	大江 幹夫	茨城県土木部河川課長	(国土交通省 水管理・国土保全局所管)
委員	小杉 俊一	茨城県土木部港湾課長	(国土交通省 港湾局所管)

○：委員長

(敬省略・学識経験者は五十音順)

・令和7年度改訂時

茨城沿岸海岸保全基本計画改訂検討委員会 委員名簿

【学識経験者】

委員	飯干 富広	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所水産工学部 水産基盤グループ 主任研究員 (海岸(水産)工学)
委員	宇多 高明	日本大学 客員教授(一般財団法人土木研究センター) (海岸工学)
委員	大場 恭子	長岡技術科学大学 技学研究院量子原子力系 准教授 (安全工学)
委員	柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長 (海岸工学)
委員	清野 聡子	九州大学大学院 工学研究院 環境社会部門 准教授 (環境保全・生態学)
委員	武若 聡	筑波大学 システム情報系 教授 (海岸工学)
委員	原口 弥生	茨城大学 人文社会科学部 学部長・教授 (環境社会学)
委員	平山 克也	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域長 (海岸工学)
委員	茂垣 はるえ	茨城生物の会 理事 (植物学)
委員	○横木 裕宗	茨城大学 応用理工学野 教授 (海岸工学・気候変動)

【利用・漁業者】

委員	坂本 恭子	サーフショップ経営(大洗町在住) (海岸利用(レジャー・スポーツ))
委員	鈴木 明男	川尻漁業協同組合 組合長 (漁業(県北部域))
委員	寺門 淳子	NPO 法人茨城県防災士会 女性部長 (防災教育(防災学))
委員	長岡 浩二	鹿島灘漁業権共有組合連合会 会長 (漁業(県南部域))
委員	萩谷 旬子	いばらき女将の会 会長 (海岸利用(観光業))
委員	松橋 裕子	茨城県商工会議所女性会連合会 会長 (海岸利用(商業・イベント等))

【沿岸市町村長】

顧問	豊田 稔	北茨城市長
顧問	大部 勝規	高萩市長
顧問	小川 春樹	日立市長
顧問	山田 修	東海村長
顧問	大谷 明	ひたちなか市長
顧問	國井 豊	大洗町長
顧問	岸田 一夫	鉾田市長
顧問	田口 伸一	鹿嶋市長
顧問	石田 進	神栖市長

【県関係課】

幕内 裕二	茨城県農林水産部林業課長 (防災林等整備事業者)
小曾戸 誠	茨城県農林水産部水産振興課長 (農林水産省 水産庁所管)
橋本 則保	茨城県土木部災害・防災対策監兼河川課長 (国土交通省 水管理・国土保全局所管)
郡司 秀昭	茨城県土木部港湾課長 (国土交通省 港湾局所管)

○：委員長

(敬省略・学識経験者は五十音順)

■茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 開催日程

・平成 16 年度策定時

回	開催日	開催場所	主な検討内容
1	平成 14 年（2002 年） 10 月 29 日（火）	三の丸ホテル 4F「ラメール」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全基本計画（案）の策定について ・ 茨城県の海岸現況 ・ 海岸保全の方向に関する事項 ・ 地域特性を踏まえた海岸保全施設の整備
2	平成 15 年（2003 年） 7 月 30 日（水）	三の丸ホテル 4F「ラメール」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立趣意書について ・ 住民説明会の結果について ・ 第 1 回委員会における意見と対応について
3	平成 15 年（2003 年） 10 月 31 日（金）	水戸京成ホテル 2F「瑠璃の間」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城沿岸海岸保全基本計画（案）について

・平成 27 年度改訂時

回	開催日	開催場所	主な検討内容
1	平成 27 年（2015 年） 7 月 13 日（月）	ホテル テラス ザ ガーデン 水戸 4F 「シルバースク リーン」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全基本計画改訂の背景 ・ 茨城沿岸の現況と課題 ・ 茨城沿岸海岸保全基本計画の改訂の方向性について
2	平成 27 年（2015 年） 10 月 16 日（金）	ホテル テラス ザ ガーデン 水戸 4F 「シルバースク リーン」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回検討委員会について ・ 茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）について
3	平成 27 年（2015 年） 12 月 25 日（金）	ホテル テラス ザ ガーデン 水戸 4F 「シルバースク リーン」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回検討委員会について ・ 意見募集（パブリックコメント）の結果について ・ 茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）について

・令和 7 年度改訂時

回	開催日	開催場所	主な検討内容
1	令和 7 年（2025 年） 9 月 22 日（月）	茨城県産業会館 2F「大会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全基本計画改訂の背景 ・ 茨城沿岸の現況と課題 ・ 茨城沿岸海岸保全基本計画の改訂の方向性について
2	令和 7 年（2025 年） 12 月 25 日（木）	茨城県産業会館 2F「大会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回検討委員会について ・ 茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）について
3	令和 8 年（2026 年） 3 月 13 日（金）	茨城県産業会館 2F「大会議室」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回検討委員会について ・ 意見募集（パブリックコメント）の結果について ・ 茨城沿岸海岸保全基本計画（改訂原案）について

■海岸の計画・設計の参考とする主な図書及び基準

区分	種別	資料名	
計画、設計	茨城沿岸の計画外力	計画	「茨城沿岸における海岸保全計画外力の解説【潮位・波浪編】」（茨城県農林水産部水産振興課・土木部河川課・土木部港湾課、令和8年3月予定）
	海岸保全計画、海岸保全施設配置計画	基準	「【統合版】国土交通省 河川砂防技術基準 同解説 計画編」（令和7年8月時点）
	漁港海岸の計画・設計	手引き	「漁港海岸事業設計の手引き 令和6年度版」（公益社団法人 全国漁港漁場協会）
	ビーチ計画	マニュアル	「ビーチ計画・設計マニュアル改訂版」（一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会、平成17年10月）
	津波浸水想定	手引き	「津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.11」（国土交通省水管理・国土保全局海岸国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室、令和5年4月）
	地震・津波被害想定	マニュアル	「公共土木施設の地震・津波被害想定マニュアル(案)」（国土交通省 国土技術政策総合研究所 地震防災研究室・海岸研究室・沿岸防災研究室・水害研究室、平成20年7月）
	高潮浸水想定	手引き	「高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver.2.11」（農林水産省 農村振興局 整備部 防災課・農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課・国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課・国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室・国土交通省 港湾局 海岸・防災課、令和5年4月）
	津波・高潮ハザードマップ	マニュアル	「津波・高潮ハザードマップマニュアル」（財団法人沿岸開発技術研究センター、平成16年4月）
	地球温暖化・気候変動	マニュアル	「海岸保全施設の更新等に合わせた地球温暖化適応策検討マニュアル(案)」（海岸における地球温暖化適応戦略検討委員会、平成23年6月）
		提言	「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」（気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会、令和2年7月）
		手引き	「漁港施設等における気候変動適応策の設計に係る手引き（暫定版）」（水産庁 漁港漁場整備部、令和5年4月）
	自然共生型海岸づくり	ガイドライン	「自然共生型海岸づくりの進め方」（国土交通省河川局海岸室、平成15年3月）
	防災・利用と調和した海岸の景観形成のあり方	ガイドライン	「海岸景観形成ガイドライン」（国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農村振興局・水産庁、平成18年1月）
	海岸施設の利用者の安全性	提言	「海岸施設の利用者の安全性に関する提言(最終版)」（土木学会 海岸工学委員会 海岸施設の利用者の安全性に関する調査研究特別小委員会、平成16年2月1日）
	海岸保全施設の形状、構造及び位置	基準	「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」（海岸保全施設技術研究会編、平成30年8月）
	海岸保全施設の設計	基準	「【統合版】国土交通省 水管理・国土保全局 河川砂防技術基準 設計編」（令和7年8月時点）
	海岸施設の計画、設計、施工	便覧	「海岸施設設計便覧 2000年版」（社団法人土木学会、平成12年11月1日）
	港湾・海岸構造物の耐波設計	技術書	「耐波工学」（鹿島出版会；合田良實著、平成20年6月20日）
	耐震設計	ガイドライン	「漁港海岸保全施設の耐震性能設計のガイドライン(案)」（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、平成22年3月）
	人工リーフの設計	手引き	「人工リーフの設計の手引き（改訂版）」（社団法人 全国海岸協会、平成16年3月25日）
養浜の計画、設計	マニュアル	「実務者のための養浜マニュアル」（財団法人 土木研究センター、平成17年10月）	
緩傾斜堤の設計	手引き	「緩傾斜堤の設計の手引き（改訂版）」（社団法人 全国海岸協会、平成18年1月30日）	
浜崖後退抑止工の設計、施工、管理	マニュアル	「浜崖後退抑止工の性能照査・施工・管理マニュアル」（国土交通省国土技術政策総合研究所・ナカダ産業株式会社・前田工繊株式会社・三井化学産資株式会社、平成26年1月）	
維持管理	海岸保全施設の維持管理 点検・調査・計画	マニュアル	「海岸保全施設維持管理マニュアル」（農林水産省農村振興局防災課・農林水産省水産庁防災漁村課・国土交通省水管理・国土保全局海岸室・国土交通省港湾局海岸・防災課、令和2年6月（令和5年3月一部変更））
	耐震点検	マニュアル	「海岸保全施設耐震点検マニュアル【堤防・護岸・胸壁編】」（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省、平成7年4月）
	水門陸閘等管理	提言	「水門・陸閘等の整備・管理のあり方（提言）～操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用に向けて～」（水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会、平成25年4月）
		ガイドライン	「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン(Ver.3.1)」（農林水産省 農村振興局・水産庁、国土交通省 水管理国土保全局・港湾局、平成28年4月）
海岸保全施設の老朽化 調査・計画	マニュアル	「海岸保全施設の老朽化調査及び老朽化対策計画策定のための実務版マニュアル（暫定版）」（農林水産省水産庁防災漁村課、平成20年3月）	
	マニュアル	「漁港海岸保全施設の老朽化調査及び老朽化対策計画策定のための実務版マニュアル【平成21年度版】」（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、平成22年3月）	
	ハンドブック	「漁港海岸における海岸保全施設の老朽化調査のためのハンドブック」（社団法人 全国漁港漁場協会、平成21年3月）	
災害復旧	防護、環境、利用をできる限り調和させた海岸災害復旧	ガイドライン	「美しい海辺を守る災害復旧ガイドライン(案)」（平成13年9月）
海岸調査	海岸調査	基準	「【統合版】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川砂防技術基準 調査編」（令和7年8月時点）
	海辺の生物調査	マニュアル	「海辺の生物国勢調査マニュアル[案]」（国土交通省 河川局 海岸室、平成15年3月）
	海岸環境情報地図データの作成	ガイドライン	「海岸環境情報地図ガイドライン(案)」（国土交通省河川局河川環境課、平成15年3月）
東日本大震災関連	津波浸水シミュレーション	手引き	「平成23年東北地方太平洋沖地震による津波の対策のための津波浸水シミュレーションの手引き」（国土交通省水管理・国土保全局海岸国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室、平成23年7月）
	地震、津波対策	提言	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（中央防災会議東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会、平成23年9月28日）
	海岸堤防等の復旧	提言	「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的な考え方」（海岸における津波対策検討委員会、平成23年11月16日）
	復旧における景観配慮	手引き	「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」（国土交通省 水管理・国土保全局、平成23年11月）
	海岸堤防等の粘り強い構造	技術報告	「粘り強く効果を発揮する海岸堤防の構造検討（第1報）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部、平成24年5月14日）
技術報告		「粘り強く効果を発揮する海岸堤防の構造検討（第2報）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部、平成24年8月10日）	
その他	海岸における水防警報	手引き	「海岸における水防警報の手引き(案)」（国土交通省 河川局 防災課・海岸室、平成22年3月）
		手引き	「高潮特別警戒水位の設定の手引き(Ver.1.10)」（国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室、国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室、国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室、令和4年5月）
	高潮対策のあり方	提言	「ゼロメートル地帯の今後の高潮対策のあり方について」（ゼロメートル地帯の高潮対策検討会、平成18年1月）

■海岸の防護、環境、利用のトレードオフに関する記載がある指針、書籍

No.	名称	発行年	著者・発行機関	記載内容	記載ページ	概要
1	日本の海岸侵食	平成9年6月	宇多高明	【漁業者との調整】<鹿児島県ドランド工法の例> 漁業者と海岸線がヘッドから突き出ること、浅海で行う地引き網やドランドのようそれぞれの間隔を1kmもあけたドランドを作れば、漁業者も納得した形で海岸侵食の防止と沿岸漁業との調和を図ることが可能である。食が進んで護岸と消波ブロックによって海岸線が覆われてしまえば、地引網を引くことが不可能になってしまうとともに、砂浜の消失は、海岸の生態系に大きな悪影響をおよぼし、結局漁業にも影響が及んでくることになる努力が必要である。	p. 437	トレードオフの解決方法
2	海岸侵食の実態と解決策	平成16年5月	宇多高明	【食害問題の解決の方向性】<法律、制度論的アプローチのなかの記載> 行政に多くを起因する海岸侵食問題は、究極的には、沿岸域における防護、環境、利用をいかにバランスさせるかという問題に帰着する。この場合には、沿岸域をいかなる方向で防護、利用、環境のバランスを取るのかについて、それぞれの事業の立脚する法律の枠内のみで議論することはなく、一般市民の視線に立つて、広域的に論じ、その上で方向性を定めるには、積極的な情報公開を行いつつ、合意を図っていくことが必要である。まずは、多くの人々に実態を理解してもらうことが大事である。 【観水性確保のための新しい護岸づくり】～ 沖縄石積み護岸の例 ～ 護岸をコンクリート斜面ではなく、琉球石灰石を使った護岸を工夫し、岩との隙間に亜熱帯性の植生の繁茂を許し、同時に多様な生物の住処を提供することによってすれば護岸はその場所の風景に溶け込むことが可能となる。さらに海浜植生も含めた水際一体を緩衝帯として残し、セットバックして石積み護岸を地中に埋め込んで設置する方法もある。もとも琉球石灰石による石積み造りは、沖縄の伝統的文化の一つであり、このようにこの地域に最も適した技術を生み出すことが強く望まれる。	p. 209 p. 228	トレードオフの解決方法と事例
3	自然共生型海岸づくりの進め方	平成15年3月	国土交通省 河川局 海岸室	【海岸づくりの調査・計画段階】 調査・計画段階では、調査、目標設定、整備計画策定、計画決定を行う。まず、海岸における防護、環境、利用の現状及びその変遷を調査し、海岸の自然環境特性や地域の社会特性を把握する。次に、海岸の特性や地域住民・海岸利用者等のニーズを踏まえつつ、防護、環境、利用のトレードオフ関係を整理し、海岸づくりの目標を設定する。海岸保全施設配置計画の策定に当たっては、時間的、空間的な連続性をもつという海岸環境の特性に留意しつつ、防護、環境、利用、それぞれでの利点と欠点、施工性・経済性について、複数の代替案を慎重に比較・評価する。	p. 31	トレードオフの解決方法
4	ビーチ設計マニュアル改訂版	平成17年10月	一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会	【防護・利用・環境の調整の必要性】 環境の全てが満足される水準とすることを目指す。その検討方法として、ビーチの空間及び時間的なゾーニングがある。また、ビーチ整備の検討にあたっては、必要に応じて計画や設計段階における多面的なフィードバックを行うものとする。	p. 25, 26	トレードオフの解決方法
5	海岸景観形成ガイドライン	平成18年1月	国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農林振興局・水産庁	【海岸景観形成の秩序とその調和の実現に向けて】 自然の営力の中で形成されてきた海岸地形、周辺の自然環境（地形、植生等）を基盤として、そこで生活する人々と海岸とのかかわり合いを尊重し、過去から現在に至る連続した生活の営みの中で築いてきた地域の歴史・文化を再発見し、海辺のつながりをどのようにしてゆけば良いかを現代の生活に即した形でそれを再解釈し、海岸に求められる様々な機能（海岸が本来有していた複合的な機能）を踏まえながら、それらを最終的な空間の形として統合していくことである。そのためには、「地域の人々（海岸利用者も含む）」、「行政」、「専門家」といった個々の主体がそれぞれ自分たちの海辺について何が問題か、何が大事か、何を議論し、活動することが必要である。さらに、そのような活動を通じ、それぞれの主体が、海辺を自らのかけがえのない共有空間として意識し、それぞれの役割に基づきながら、守り、育ててゆくことが大切である。調査の初期段階から、地域が協働で検討を進めていくことにより、海岸の形作る空間の秩序に対する短期的な秩序の継承と長期的な秩序の確保が地域に根付き、海岸景観形成の秩序とその調和の実現が図られることが期待される。	p. 28	海岸景観形成の秩序とその調和の実現に向けて
6	海岸施設設計便覧2000年版	平成12年11月	公益社団法人 土木学会	【事業間の整合性】 図っていくためには、当該海岸地域が地域全体として、どのように様々な開発が進められてきたのか、また国土の保全が図られてきたのか、現状の海岸利用や海側・陸側の利用はどうなっているのか、今後どのような開発・利用・保全等が行われていくのか等について十分調査・検討を行っていき、このことが必要である。また、必要に応じて十分な観点から地域特性の核とすべき、積極的に利用していくことについて地域の考えを踏まえ、国土の保全を図りつつこれらの計画や事業との連携が十分取れるように留意していく必要がある。 【事業間の調整】 計画を策定するにあたっては、次のような点に留意して進める必要がある。①海岸の利用における調整、②周辺域への影響に関する調整、③利用と防災との調整、④海岸環境の保全との調整	p. 210～213	トレードオフの解決方法
7	海岸保全施設上の同解説	平成30年8月	国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農林振興局・水産庁	【工法の選択】 従来の海岸保全施設は、海岸防護に力点を置いていたため、海岸へのアクセスを確保するための緩傾斜堤防が海岸植生を消失させたり、離岸堤や消波ブロックを阻害するなどの副作用を生じ、環境・陸側の利用は一部見られた。これらは、防護・環境、利用にかかわるトレードオフの問題である。必要に応じて、施工後のモニタリングを通じて効果と影響を把握し、取り入れ、場合によっては、設計の変更や、対策を講ずることが重要である。	p. 3-4～ 3-6	トレードオフの解決方法
8	人工リーフ設計の手引き（改訂版）	平成16年3月	社団法人 全国海岸協会	【環境・利用への留意事項】 人工リーフの設計については、海岸域に生育・生息する動物・植物などの生育・生息条件について正しく認識するとともに、整備に伴う影響について十分に検討し、環境との調和を図る。海岸整備の目的と環境・利用の間では、一般にトレードオフの関係になる場合が少なくない。このため、地域参加による合意形成手法を採用し、環境に際しては、事前に必要な調査を行い、専門家との協働を含め、慎重かつ十分な検討を行うことが望まれる。また、利用に関しては、環境と同様にトレードオフの関係になる場合が少なくないため、住民参加による合意形成手法を採用しつつ、地域特性に十分配慮した目標を設定することが求められる。利用への配慮に際しては、事前に周辺海岸・海域の利用に関する実態調査やヒアリング調査などを行い、専門家との協働を含め、慎重かつ十分な検討を行うことが望まれる。	p. 57, 58	トレードオフの解決方法
9	緩傾斜堤の手引き（改訂版）	平成17年2月	社団法人 全国海岸協会	【利用面の照査】 目標を達成するための性能の照査にあたっては、その目的に応じて適切な利用形態、海岸の環境、河川などとの空間的な連続性、安全性、その他既存の海浜の状況を考慮するものとする。 【環境上の留意事項】 緩傾斜堤の設置に当たっては、海岸環境に十分配慮する必要がある。海岸環境の時間的な変化、場や生物の多様性および変動性に留意する必要がある。環境特性に応じた海岸づくりを念頭に、計画、設計の各段階において、防護・環境・利用の相互間のトレードオフ関係を緩和する創意工夫が必要である。そのためには、これまでの設計プロセス、考え方に加えて、地域住民をはじめ生態系、景観、植生など様々な分野の専門家や研究者などとの協働を行い、必要に応じて設計プロセスの各段階から協働していくことなどが求められる。	p. 62	トレードオフの解決方法
10	実務者のための養浜マニュアル	平成17年10月	財団法人 土木研究センター	【新しい養浜のコンセプト】 養浜による自然環境や海浜利用への影響を極力抑えて早期に自然回復を図る方法とする。具体的には、対象海岸全体の必要養浜量を漂砂の上手側などで自然のバーム高程度を保って、局所的に養浜し、後は自然の波作用による養浜の広がりに期待する。 【整備目標の設定】 養浜解析結果と社会条件、自然条件、および地域の要望・要請より、防護・環境・利用に配慮した総合的な観点より、養浜に求める性能を設定し、適切な整備目標を設定する。	p. 17 p. 59	トレードオフの解決方法

■『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』

海岸保全基本方針（変更）

（海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針）

令和2年11月20日

農林水産大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

我が国は、四方を海に囲まれ、入り組んだ複雑な海岸線を有することから、海岸の延長は極めて長く約三万五千キロメートルに及ぶ。また、国土狭あいで平野部が限られている我が国では、海岸の背後に、人口、資産、社会資本等が集積している。

我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るため海岸整備が進められてきた。また、海岸は、単なる陸域と海域との境界というだけでなく、それらが相接する特色ある空間であり、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきている。

一方、海岸は古くから漁業の場や港としての利用がなされるとともに、干拓による農地の開発等も多く行われ、生産や輸送のための空間としての役割を果たしてきた。さらに、近年では、レジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。

このような中で、防災面では海岸保全施設の整備水準は未だ低く、津波、高潮、波浪等により依然として多くの被害が発生しており、東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により海岸保全施設及びその背後地に甚大な被害を受けた。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行してきている。さらに、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されている。環境・利用面では海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。

価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中においても、海岸は、大規模な津波、台風等による高潮等に備え、防災・減災対策により災害に対する安全性を確保し、良好な海岸環境の整備と保全が図られ、人々の多様な利用が適正に行われる空

間となることが求められている。さらに、海岸保全施設については、急速な老朽化が見込まれており、適切な維持管理・更新を推進することが求められている。

本海岸保全基本方針は、このような認識の下、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な事項を示すものである。

一 海岸の保全に関する基本的な指針

1 海岸の保全に関する基本理念

海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んでいること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

2 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全に当たっては、地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や海岸利用の状況並びに気候変動の影響による外力の長期変化等を調査、把握し、それらを十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。特に、防災上の機能と併せ、環境や利用という観点から良好な空間としての機能を有する砂浜についてその保全に努める。また、海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方にに基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

海岸の保全は、国と地方が相互に協力して行うものとする。その際、海岸保全施設の新設又は改良等については、国が最終的な責務を負いつつ国又は地方公共団体が進めていくものとし、それ以外の日常的な海岸管理については、地方公共団体が主体的かつ適切に進めていくものとする。なお、国土保全上極めて重要な海岸で地理的条件等により地方公共団体で管理すること

が著しく困難又は不適當なものについては、国が直接適切に管理する。

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項

我が国は、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の脅威にさらされており、海岸はこれらの災害から背後の人命や財産を防護する役割を担っている。このため、各々の海岸において、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生の状況を分析するとともに、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。

津波からの防護を対象とする海岸にあっては、過去に発生した浸水の記録等に基づいて、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標とする。

高潮からの防護を対象とする海岸にあっては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位に、記録や将来予測に基づき適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とする。

潮位に比して背後地の地盤高が低いゼロメートル地帯等の地域や三大湾を始めとする背後に人口・資産が特に集積した地域にあっては、過去の津波、高潮等による災害や気候変動の影響による外力の長期変化を十分勘案し、必要に応じ、より高い安全を確保することを目標とする。

海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の状況を考慮しつつ、津波、高潮等から海水の侵入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

津波、高潮対策については、施設の整備だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、土地利用の調整、都市計画等のまちづくりと連携を行うなど、ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を行うよう努める。

水門・陸閘等については、現場操作員の安全を確保したうえで、閉鎖の確実性を向上させるため、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制の構築を図る。

侵食対策については、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握し、侵食メカニズムを設定し、将来変化の予測に基づき対策を実施する。さらに、その効果をモニタリングで確認し、次の対策を検討する「予測を重視した順応的砂浜管理」を行う。既に侵食が進行している海岸にあっては、現状の汀線を保全することを基本的な目標とし、必要な場合には、さらに汀線の回復を図ることを目標とする。加えて、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食

が進んでいる地域だけでなく、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。また、領土・領海の保全の観点から重要な岬や離島における侵食対策を推進する。

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、砂浜、岩礁、干潟等生物にとって多様な生息・生育環境を提供しており、そこには、特有の環境に依存した固有の生物も多く存在している。また、白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観の一部を形成することもある。

これら海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避すべきであり、喪失した自然の復元や景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図る。

特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分配慮する。また、海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ車の乗入れ等の一定の行為を規制するとともに、油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。

海岸保全施設等の整備に当たっては、海岸環境の保全に十分配慮していくとともに、良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。また、親水護岸、遊歩道等人と海との触れ合いを確保するための施設も必要に応じ整備する。

さらに、海岸環境に関する情報の収集・整理と分析を行い、その結果の提供・公開を通じて関係者間の共有を進めることにより、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

海岸は、古来から地域社会において祭りや行事の場として利用されており、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきた。近年は、人々のニーズも社会のあらゆる分野で高度化、多様化しており、海岸も、海水浴等の利用に加え様々なレジャーやスポーツ、体験活動・学習活動の場及び健康増進のための海洋療法や憩いの場などとしての利用がなされてきている。

このため、海岸が有している様々な機能を十分生かし、公衆の適正な利用を確保していくため、海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。

また、海辺に近づけない海岸等においては、必要に応じ、海との触れ合いの場を確保するため、自然環境の保全に留意しつつ、公衆による海辺へのア

クセスの確保に努める。

レジャーやスポーツ等の海洋性レクリエーション等による海岸利用に当たり、自然環境を始め海岸環境へ悪影響を及ぼさないよう、マナーの向上に向けた利用者に対する啓発活動を推進する。

3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

① 安全な海岸の整備

現在、防護が必要な海岸のうち、所要の機能を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分でなく、高潮、波浪等による被害は依然として多い。また、大規模地震の発生に伴う津波による災害への懸念も大きい。さらに、今後は、気候変動の影響による平均海面水位の上昇などの外力の長期変化にも対応していく必要がある。

このため、今後とも防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を進める。整備に当たっては、堤防や消波工に沖合施設や砂浜等も組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式による整備を推進する。また、背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。その際、粘り強い構造の堤防等について、樹林と盛土が一体となって堤防の洗掘や被覆工の流出を抑制する「緑の防潮堤」など多様な構造を含めて検討する。水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保するため必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。津波、高潮等による甚大かつ広域的な被害を防ぐため、堤防、護岸、高潮・津波防波堤等の整備を進めるとともに、必要に応じ、それらの施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進する。侵食対策としては、施設の整備と併せ、広域的な漂砂の動きを考慮して、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も含めて土砂の適切な管理を推進する。

さらに、海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

② 自然豊かな海岸の整備

海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。

特に、砂浜は、防災上の機能に加え、白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素となるとともに、人と海との触れ合いや海水の浄化の場としても重要な

役割を果たしており、多様な生物の生息・生育の場ともなっている。このため、砂浜について、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進する。

施設の整備に当たっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、また、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう、干潟や藻場を含む自然環境の保全に配慮する。離岸堤や潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となり得ることから、自然環境に配慮した整備を進める。

③ 親しまれる海岸の整備

海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

特に、堤防等によって、海辺へのアクセスが分断されることのないよう、必要に応じ階段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに、さらに、階段護岸や緩傾斜堤防等の整備を推進する。その際、高齢者や障害者等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、施設のバリアフリー化に努める。

また、海岸の生物の生息・生育や、人々の適正な利用の確保の観点から、既存の施設を環境や利用に配慮した施設に作り変えていくことにも十分配慮する。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、費用の軽減や平準化を図りつつ、所要の機能を確保する必要がある。

このため、海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を作成するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。また、海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行う。

4 海岸の保全に関するその他の重要事項

(1) 広域的・総合的な視点からの取組の推進

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

特に、気候変動の影響による平均海面水位の上昇については、長期的視点

からこうした取組を進めるうえで目安となる平均海面水位を社会全体で共有するよう努める。

災害に対する安全の確保については、連たんする背後地を一体的に防護する必要がある。このため、海岸だけでなく沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な防災・減災対策を推進する。その際、必要に応じて協議会を設置し、防災・減災対策に係る事業間調整等について協議を行うものとする。

海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングの充実や沿岸漂砂による長期的な地形変化に対する全国的な気候変動の影響予測を行いつつ、沿岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫等を含む取組を進めるとともに、沿岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携する等、多様な関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。

また、海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

さらに、近年、洪水や高潮等により広範囲に大規模な流木等が海岸に漂着し、海岸の保全に支障が生じていることから、こうした問題に対しても適切に対応する。

(2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図っていくことが不可欠である。

災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知に加え、気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

海岸におけるゴミ対策や清掃等による海岸の美化、希少な動植物の保護については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努める。

適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人

命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく。海岸の保全のために実施する行為の制限等については、利用者にわかりやすく表示するよう努める。

こうした地域住民との連携を緊密にしていくため、海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。

海岸保全に資する清掃、植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動を自発的に行い、海岸管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体を海岸協力団体に指定することにより、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を図る。

(3) 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、それらの情報や気候変動の影響による将来予測に関する最新の知見を継続的に共有し、対策に最新の知見を見込むことができるような体制の構築、効果的な防災・減災対策に関する調査研究、広域的な海岸の侵食や影響予測に関する調査研究、適切な維持及び修繕に関する調査研究、生態系等の自然環境に配慮した整備に関する調査研究、新工法等新たな技術に関する研究開発等を推進していく。

また、民間を含めた幅広い分野と情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、国際的な技術交流等を図り、広くそれらの成果の活用と普及に努める。

さらに、気候変動の影響による気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇は、海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等、海岸のみならず国土保全の観点から深刻な影響を生ずるおそれがあることから、潮位、波浪等についての継続的な監視やデータの蓄積によりその変動を適時適切に把握し、気候変動による影響の予測・評価を踏まえて、適応策の具体化を進める。

二 一の海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

一の海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分（沿岸）は、地形・海象面の類似性及び沿岸漂砂の連続性に着目して、できるだけ大括りにするとともに、都府県界も考慮して、別表のとおり定める。

三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

都道府県においては、本海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映

して二で定めた沿岸ごとに整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項は、次のとおりである。

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

② 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

イ 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、地域のリスクについて、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

■茨城県における海岸に係る組織体制及び分掌事務（令和7年4月1日現在）

①海岸管理者

部名	課名	分掌事務
農林水産部	水産振興課	海岸法の施行に関すること（漁港区域に係るもの）
土木部	河川課	海岸法の施行に関すること（国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係るもの）
	港湾課	海岸法の施行に関すること（港湾区域及び漁港区域内の海岸に係るもの（漁港区域内の海岸にあっては工事に関することに限る））

②海岸に関係のある部局

部局名	課名	分掌事務（海岸に係る事務のみ記載）	
総務部	知事公室報道・報広聴課	県政の広報に関すること	
政策企画部	計画推進課	県総合計画に関すること	
県民生活環境部	環境政策課	地球温暖化対策の企画、調整及び推進に関すること	
		自然保護対策に関すること	
		国定公園及び県立自然公園に関すること	
		鳥獣保護管理法の施行に関すること	
	環境対策課	生物多様性の保全に関すること	
防災・危機管理部	防災・危機管理課	海水浴場の水質（放射性物質含む）に関すること	
		海岸漂着物対策、産業廃棄物の不法投棄に関すること	
営業戦略部	観光戦略課	危機管理の企画及び総合調整に関すること	
	観光誘客課	防災対策に関すること	
農林水産部	林業課	石油コンビナートの防災に関すること	
	漁政課	観光の振興に関すること	
		水産振興課	フィルムコミッションに関すること
		水産振興課	海岸における治山事業（保安林護岸等）に関すること
	水産振興課	水産行政の企画調整に関すること	
土木部	河川課	水産業協同組合等に関すること	
		水産振興課	鯨類の座礁・漂着対処に関すること
		水産振興課	栽培漁業・水産資源の管理に関すること
		水産振興課	漁港に関すること
		河川課	一級河川（指定区間以外）及び二級河川に関すること
	河川課	河川整備計画に関すること	
	河川課	水防に関すること	
港湾課	公共土木施設の災害復旧に関すること		
都市計画課	ダム及び砂防に関すること		
教育庁	文化課	港湾に関すること	
		都市公園に関すること	
教育庁	文化課	景観形成に関すること（建築指導課の所管に係るものを除く）	
教育庁	文化課	都市公園に関すること	
教育庁	文化課	文化財に関すること	

■茨城沿岸の海岸管理者一覧（令和7年4月1日現在）

①県庁

国所管	部・課名	所在地	電話番号
農林水産省 水産庁	農林水産部 水産振興課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 18階（北側）	029-301-4125
国土交通省 水管理・国土保全局	土木部 河川課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 19階（東側）	029-301-4489
国土交通省 港湾局	土木部 港湾課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 20階（南側）	029-301-4530

②県出先事務所

国所管	公所名	所在地	電話番号
国土交通省 水管理・国土保全局	水戸土木事務所	〒310-0802 水戸市柳町 1-3-1	029-225-4045
	常陸大宮土木事務所	〒319-2255 常陸大宮市野中町 3083-2	0295-52-3157
	潮来土木事務所	〒311-2424 潮来市潮来 1086-1	0299-62-3729
	高萩工事事務所	〒318-0003 高萩市大字下手綱 1405-2	0293-22-2250
	鉾田工事事務所	〒311-1504 鉾田市安房 1414	0291-33-6482
国土交通省 港湾局	茨城港湾事務所	〒319-1113 那珂郡東海村照沼 768-47	029-265-1260
	茨城港湾事務所 日立港区事業所	〒319-1222 日立市久慈町 1-3-21	0294-52-4000
	茨城港湾事務所 大洗港区事業所	〒311-1305 東茨城郡大洗町港中央 7	029-267-2700
	鹿島港湾事務所	〒314-0103 神栖市東深芝 13	0299-92-2111

③市町村

国所管	管理海岸名	市・部・課名	所在地	電話番号
農林水産省 水産庁	日高漁港海岸	日立市役所 産業経済部 農林水産課	〒317-8601 日立市助川町 1-1-1	0294-22-3111 （代表）

計画策定 平成16年6月

計画改訂 平成28年3月

計画改定 令和8年3月

茨城県 農林水産部 水産振興課

土木部 河川課*

土木部 港湾課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-1111 (代表) <http://www.pref.ibaraki.jp/>

* 本計画の作成主務